


若年性認知症ハンドブック

— 職場における若年性認知症のある人への支援のために —

(平成29年11月改訂)

令和8年3月追記・一部修正

 東京都福祉局

はじめに

いわゆる「現役世代」である65歳未満で発症する若年性認知症には、高齢者の認知症とは違った様々な深刻な問題が存在しています。若年性認知症は、働き盛りに発症するため、本人や家族が被る経済的損失、心理的衝撃は計り知れません。

近年、認知症についての市民の理解、医療やケア・行政等における取組みの進展は目覚ましいものがありますが、若年性認知症については十分な対策が取られていないのが現状です。

このため、東京都（以下、都）では、認知症になっても認知症のある人と家族が安心して暮らせるまちづくりの推進を目的として設置している「東京都認知症対策推進会議」のもとに「若年性認知症支援部会」を設け、平成22年3月に報告書をまとめました。

報告書では、若年性認知症に特有の課題を踏まえ、

- ・ 本人・家族への情報提供や相談体制の充実
- ・ 早期診断に向けた普及啓発や情報提供、かかりつけ医等の対応力向上、医療と福祉の連携
- ・ 介護保険サービスにおける円滑な受入れと提供されるサービスの向上
- ・ 認知症の進行程度に応じた就労支援
- ・ 本人・家族、相談窓口職員、企業等に対する利用可能な経済的支援制度の周知

など、様々な面からの支援を提言しました。また、現在、都も報告書に基づき、様々な取組を行っています。

このハンドブックは、都のこうした取組の一環として、企業・団体の人事・労務担当者、産業医、さらには職場の管理職等が、若年性認知症に対する理解を深めることにより、若年性認知症のある人を早期に発見し、関係者の連携のもとで、就労継続をはじめとした様々な支援に取り組んでいただくために作成したものです。

このハンドブックが、職場における若年性認知症の理解を促進し、若年性認知症のある人で本人やご家族が、少しでも早く、そして、適切な支援を受けられるようになることを願っています。

本ハンドブックの作成に当たっては、学識経験者、産業医、産業保健相談員等で構成する「産業医等に対する若年性認知症普及促進検討委員会」を設置し、各委員からご意見をいただくとともに、それぞれの専門分野について執筆していただきました。

<平成29年11月改訂版発行に当たって>

都では平成24年に東京都若年性認知症総合支援センター、平成28年に東京都多摩若年性認知症総合支援センターを設置し、若年性認知症のある人やご家族、企業など関係機関からの相談を受け付けています。

また、平成24年から、相談員による専門医療相談や鑑別診断などを行う認知症疾患医療センターを島しょ部を除く全区市町村に整備する取組を進めています。

今回の改訂では、これらの関係機関や家族会、デイサービスなど社会資源の情報などを追加・修正しています。

<令和8年3月改訂に当たって>

今回の改訂では、制度並びに関係機関、家族会、デイサービスなど社会資源の情報等について、時点更新しています。

目次

はじめに (令和8年3月追記)

第1章 若年性認知症に関する基礎知識	1
1 若年性認知症とは	
2 主な原因疾患と早期の特徴	
第2章 早期発見、早期診断、早期治療の重要性	7
1 早期診断・早期治療の重要性	
2 若年性認知症が疑われた場合の対応	
3 自分でできる認知症の気づきチェックリスト (令和8年3月一部改訂)	
第3章 企業と産業医の連携による支援が行われた事例・行われなかった事例	12
第4章 早期発見、早期診断、早期治療に結び付けるために	20
1 相談・受診先の紹介時のポイント	
2 受診に当たってのアドバイス	
3 認知症疾患医療センター	
第5章 相談窓口やインターネットサイトの紹介	22
1 都の相談窓口 (令和8年3月一部改訂)	
2 区市町村の相談窓口 (令和8年3月追記)	
3 サポート組織 (令和8年3月一部改訂)	
4 家族介護者・当事者の会 (令和8年3月一部改訂)	
5 若年性認知症専用サービス (令和8年3月一部改訂)	
6 認知症支援に関するホームページの紹介 (令和8年3月一部改訂)	
一支援経過 (一例)	44
第6章 就労時の支援	46
第1節 就労時から利用可能な制度	
1 医療費の助成 (令和8年3月一部改訂)	
2 精神障害者保健福祉手帳	
3 税金の控除	
4 傷病手当金 (令和8年3月一部改訂)	
5 障害年金 (令和8年3月一部改訂)	
第2節 企業が利用可能な制度	
1 障害者雇用納付金制度 (令和8年3月一部改訂)	
2 若年性認知症のある方を雇用する上での支援サービス (令和8年3月一部改訂)	
3 参考窓口 (令和8年3月一部改訂)	
第7章 退職後に利用できる制度	59
1 雇用保険制度 (令和8年3月一部改訂)	
2 特別障害者手当 (令和8年3月一部改訂)	
3 日常生活自立支援事業 (地域福祉権利擁護事業)	
4 成年後見制度 (令和8年3月一部改訂)	
5 障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス (令和8年3月一部改訂)	
6 介護保険制度	
7 高額介護サービス費	
8 高額医療・高額介護合算療養費制度 (令和8年3月一部改訂)	
9 その他の制度 (令和8年3月一部改訂)	
参考資料	73
都内相談窓口一覧 (令和8年3月一部改訂)	
「産業医等に対する若年性認知症普及促進検討委員会」委員名簿	
平成29年11月版の改訂にあたり、ご協力いただいた方々	

第1章 若年性認知症に関する基礎知識

1 若年性認知症とは

若年性認知症は、高齢で発症する認知症とは異なる様々な社会的、家庭的問題を引き起こします。職場で働く同僚や、産業医などができるだけ早期に発見し、原因となる様々な疾患に応じた適切な援助に繋げることが必要です。

認知症とは

認知症とは、脳の疾患により、記憶、思考、見当識（時間・場所等の感覚）、理解、計算、学習能力、言語、判断を含む認知機能の低下した状態をいいます。認知機能の障害は意識障害のない状態で確認され、通常、慢性、進行性で、感情のコントロール、社会的行動の逐行障害、あるいは意欲の低下を伴います。臨床的には、これらの症状が、日常生活を損なう程度に達した状態が6か月以上続いたときに、認知症の診断が考慮されます。従って、認知症は複数の症状を呈している状態であって疾患名ではありません。

認知症を引き起こす原因疾患には、①脳出血、脳梗塞、脳動脈硬化のような血管病変（P3）、②アルツハイマー病（P4）、レビー小体型認知症（P5）、前頭側頭葉変性症のような脳細胞の変性疾患（P5）、③梅毒、AIDS等の感染症、④頭部外傷、⑤薬物中毒などがあります。

もっとも、近年では診断技術の発展に伴って、認知機能の低下が、社会活動、個人生活に支障をきたさない程度の早期に、アルツハイマー病などの原因疾患の診断がなされることも多くなりました。また、「慢性あるいは進行性」と定義されながら、一方で、「治療可能な認知症」といった概念がクローズアップされ、正常圧水頭症や内分泌疾患など治療によってもとの認知機能を回復できる病態も認知症に含めるという考え方も一般的になっています。さらに、レビー小体型認知症や前頭側頭葉変性症などでは、軽度の間は必ずしも記憶の障害が目立たないことも明らかになっています。

若年性認知症とは

若年性認知症とは、65歳未満で発症する認知症を言います。アルツハイマー病が70歳で発症すれば老年発症型アルツハイマー病、60歳で発症すれば若年発症型アルツハイマー病と呼びますが、両者の間に病理学的な違いがあるわけではありません。しかし、若年性認知症は、高齢で発症する認知症とは異なる様々な社会的、家庭的問題を引き起こします。就労に関する問題は、その最たるものです。

若年性認知症の有病率、原因疾患

疫学研究から、わが国における若年性認知症の有病率は44歳以前で人口10万対5～10人、45歳～64歳で同じく80人から150人となっており、いずれの年齢階層でも男性が女性を上回っています。(1998年 宮永和夫)。

より新しい研究においても、従来の研究とおおむね同様の結果となっています。(2003年 朝田隆)。

基礎疾患としては、いずれの研究でも最も多いのは脳血管性認知症、続いてアルツハイマー型認知症で、朝田氏によれば、この両者で全症例の4分の3を占めています。その他、レビー小体型認知症、前頭側頭型認知症、アルコール関連障害などがあります。

2 主な原因疾患と早期の特徴

早期発見のためにも、若年性認知症の原因となる様々な疾患の特徴を把握しておくことが大切です。その人の従来からの行動様式から逸脱した行動や、些細なものであってもその人の人格とは異質の印象を受けるような言動があるときは、精神科専門医の診察を含めた慎重な対応が必要です。

【主な疾患の早期の特徴】

- ・急性期症状の激しい脳血管障害に関しては、急性期の症状の消退後に残る障害に注意が必要です。家庭での療養中には顕在化しなかった比較的軽い認知機能の障害や性格変化などが、負荷の大きい職場に戻ったことをきっかけに顕在化することが少なくありません。
- ・アルツハイマー型認知症、レビー小体型認知症、前頭側頭型認知症等の変性疾患の初期症状は、必ずしも、新しい情報を覚える記銘力の障害や見当識の障害とは限りません。それは、ものごとを順序立てて考え行動に移す実行機能の障害による作業能率の低下、抑うつ、意欲低下、性格変化、行動様式の変化等々多岐にわたります。これらの症状は、うつ病の症状とも通じるところがあり、専門医が診察をしても鑑別が難しいことが少なくありません。

脳血管性認知症

若年期に発症する脳血管性認知症で、職場で問題となりやすいのは、大きな脳動脈が出血、梗塞を起こすことによって生じる脳血管障害です。

こうした、急性に発症する中年期の比較的大きな脳出血、脳梗塞は、急性症状として意識障害、麻痺、言語障害などの症状をきたすことが多くあります。これらのうち、意識障害などの精神症状は、精神医学的には急性器質性症状群と呼ばれるもので、適切な医学的処置があれば数時間から数カ月間に改善が見られます(改善しない時は生命予後に関わります)。しかしながら、こうした急性期の精神障害が消退した後に、認知機能の障害や意欲・発動性の低下(自ら何かを始めることができない、意欲が持てない状態)、あるいは人格の変化などの、高次脳機能障害が残ることがあります。これらを慢性器質性症候群と呼びます。高次脳機能障害が多岐にわたり、程度が大きければ認知症という病態に至ります。

家族や周囲の人々は、急性期の症状に目を奪われ、それが改善すると、残された障害に気付かないことが少なくありません。企業で働いていた個人が、病後に家庭内で療養している場合、家族によって今まで以上に保護的な環境に置かれるために、実行機能の障害や、意欲・発動性の低下といった症状は顕在化しません。家族、本人もすっかり良くなったと思って職場に戻り、実際の仕事が始まったところで、こうした症状が顕在化します。こうした、急性器質性症状群と、その後に残る慢性器質性症候群の関係は、交通事故外傷のような場合にも見られます。

したがって、脳の器質的な障害が急性に起こった場合には、急性期の症状が軽快して職場復帰した後、精神機能に障害なく完治しているように見えても、徐々に、旧来の仕事に戻し、途中で問題があればその原因を職場とともに検討し、場合によっては専門医の助言を得るなど、長期的にきめ細かい対応が求められます。

アルツハイマー型認知症

アルツハイマー型認知症は、脳の画像検査、神経心理学的検査によって診断されます。ただ、その初期においては、SPECT（脳血流検査）のような機能画像でもその異常が明確にできない場合が少なくありません。神経心理学的検査でも、長谷川式簡易知能評価スケール（P9）などを使用した簡単なスクリーニング検査では、異常と判定されない場合が多くあります。

アルツハイマー型認知症は、高齢者の場合、多くは、新しい情報を覚える記銘力障害により気付きます。一方、就労世代で発症した場合、作業能率の低下など、実行機能の障害が引き起こす諸症状や、抑うつ、意欲低下などが先行することが少なくありません。こうした例でも、精査すれば記銘力の低下が潜在的に起こっていることが多くありますが、初期の段階では正常加齢による記銘力の低下や、ストレス等心因性の障害やうつ病等による精神機能の一過性低下と区別しにくいことも少なくないのです。

アルツハイマー型認知症の前駆段階として起こる抑うつ、意欲低下は、うつ病と比較して、深刻さの欠如、悲哀感情の表出の乏しさ等の特徴があり、アパシー（無気力症）との異同が問題になります。アルツハイマー型認知症による実行機能障害が始まると、患者は、今まで処理できた課題が処理できなくなり、徐々に仕事が滞るようになります。患者はその原因を自分では洞察できず、建設的な解決策（相談する、依頼する、報告する等）を講じることができません。処理できない案件を机の引出しにしまいこみ、潜在的に問題が大きくなっていきます。仕事や人付き合いについて消極的になり、公私ともに活動の場を縮小しようとします。臨界点に達すると、家族に理由も告げずに欠勤を繰り返すようになり、その時になって、周囲の人が机の中にしまいこまれた未処理案件の山に気付くということも珍しくありません。患者は、うつ病の場合のように、仕事の遅れについて自責的になって頭を抱えるといった反応を示さず、むしろ淡々として見えることもあります。

作業能率の低下、理由のはっきりしないひきこもり傾向、新しい情報の記憶障害、問題に関する自己洞察の欠如（何かがおかしい、自分の能力が低下している、ということは分かっている、その原因が記憶障害であるとか、実行機能の障害であると分析することができない）は、アルツハイマー型認知症の初期にしばしばみられる症状です。

レビー小体型認知症

レビー小体型認知症は、手足のふるえや筋肉のこわばりといったパーキンソン症状、幻視等の精神症状、認知症状を主症状とします。アルツハイマー型認知症、脳血管性認知症と共に、認知症を引き起こす主要な疾患となっています。

レビー小体型認知症では、まず、① パーキンソン症候群が発症し、続いて、認知機能の障害や幻視が顕在化する場合、② 認知機能の障害が先行し、パーキンソン症状や幻視がこれに続く場合、があります。

レビー小体型認知症における幻視は、夜間せん妄（意識混濁に妄想、幻覚、興奮等を伴い、夜間に起きるもの）など意識障害に伴って起こるものではなく、日中の意識がはっきりしている中、本人には具体的な体験として現れるものです。レビー小体型認知症に伴う認知機能の低下は、初期においては記憶障害が目立たず、作業能率の低下、見たものを認知する能力の低下などが先行する場合があります。レビー小体型認知症の特徴的な症状として、もうひとつ、夜間睡眠中の異常なねぼけがあります。眠っていた患者が突然大声でどなったり、立ち上がって暴れたりするのですが、数分でまた眠ってしまいます。この症状は、認知機能の低下により数年早くおこることもあります。

前頭側頭型認知症

前頭側頭型認知症は、従来、ピック病と呼ばれていた疾患を含む概念です。前頭側頭型認知症に加え、進行性非流暢性失語（P6）、意味性認知症（P6）の3疾患をまとめて前頭側頭変性症と呼びます。

前頭側頭型認知症は、アルツハイマー病より頻度の低い病気ではありますが、若年で発症する例が多い疾患です。

前頭側頭型認知症は、初期から一貫して、性格変化や社会行動の障害が目立ち、検査上、記憶障害や見当識障害などの認知機能の低下が目立つより先に、社会的逸脱行動や、職場での不適切な行動により気づかれることが多い病気です。痴漢や、万引きなどの行為で警察沙汰になることもまれではありません。病初期、患者には認知機能の低下が目立たず、患者は、痴漢や万引きなどが犯罪行為であることをよく認識しています。逮捕されれば謝るし、反省もしますが、深刻味がないので時に相手の不興を買って、ことが大ごとになったり、あるいは同じようなことを繰り返すために、職を失ったり、家庭が崩壊したりする事例もあります。しかし、記憶力障害などの認知機能の低下が目立たない時期でも、専門家が診察すれば記憶以外の認知機能の低下や性格の変化などから診断がつくことも少なくありません。

障害はアルツハイマー型認知症と同様に潜在的に始まり、滑らかなスロープを降りるように進行していきます。極端な社会的逸脱行為に至らない場合でも、仕事の能率が下がり、身だしなみがだらしくなり、職場の整理もできなくなります。対人的な態度が薄っぺらで無責任な

ものになり、面倒なことを避けるようになります。理非善悪の区別ができないわけではないのに、それにあまり頓着しなくなります。上司に向かってなれなれしい口をきいたり、異性の同僚に対して規範を超えた態度を示したりすることもあります。

前頭側頭型認知症も、進行すれば記憶や見当識などさまざまな認知機能の低下が顕在化します。注意の集中困難、物へのこだわり（保続傾向）や、同じ行動の繰り返し（常同行為）などが出現します。

進行性非流暢性失語、意味性認知症

これらの疾患は、前頭側頭葉変性症のうち、左側頭葉の萎縮による失語症状が先行して発症するものですが、進行すると、前頭側頭型認知症と類似の症状を呈するようになります。

進行性非流暢性失語は、語義の理解に障害はありませんが、語の発音における流ちょう性に障害が起こり、意味性認知症は、語の意味に対する理解障害が先行します。

病初期においては、アルツハイマー型認知症のような記銘力障害や見当識障害も、前頭側頭型認知症のような性格変化、社会行動様式の障害等も目立ちません。意味失語の最初の症状が起こってから、3年以上、一部上場企業の営業本部長を務め、現職のまま退職した事例もあります。

（参考） MCI (Mild Cognitive Impairment)：軽度認知障害という概念

MCIとは、本人または周囲の人から認知機能低下の訴えがあるもの、認知機能全般としては認知症の診断を満たすような大きな欠陥はなく、基本的な日常生活機能は正常に保たれている状態を指します。

従来、MCIは認知症の前段階として注目され、医療機関を受診したMCIの10～15%が1年のうちに認知症に移行するといった報告もあります。しかし一方で、MCIの40%程度が数年で元に戻るといった報告もあります。

MCIはもとより診断カテゴリーではなく、その概念自体が不確定なものです。検査成績とMCIの診断基準を突き合わせるより、MCIの範疇にあると考えられる患者に対しては、神経精神医学的な診察を十分に行い、不安、抑うつ気分、不機嫌、アパシー、無関心、焦燥と易刺激性（刺激に対して反応しやすい状態）、不眠、幻覚、パーキンソン症状などの症状の有無を確認することが重要です。こうした神経精神医学的な症状が合併するMCIについては慎重なフォローアップが必要です。

第2章

早期発見、早期診断、早期治療の重要性

1 早期診断・早期治療の重要性

若年性認知症の早期診断・早期治療には以下に掲げる重要な意義があります。

- ・一部の治療可能な認知症や認知症に類似する他の疾患の治療時期を逸さない
- ・患者の就労期間を延長し、企業内の混乱を未然に防ぐことができる
- ・患者自身が自分の病態を理解し、将来の予定を立てることができる

第1章で紹介した疾患の大部分は、治療の可能性が極めて限られており、その多くは、慢性進行性です。したがって、早期診断、早期治療とはいうものの、それによって患者が得られる利益は限定的なものになる可能性があります。しかし、次のような理由で、若年発症の認知症患者を企業内で早期に発見し、早期診断・早期治療に繋げることは大きな意義があります。

第一の理由は、専門医以外の医師にとって認知症の初期症状は、一部の治療可能な認知症や、治療可能な他の疾患と鑑別しにくい、ということです。内分泌障害、正常圧水頭症や脳腫瘍等に対しては身体医学的な治療が、うつ病による認知機能の低下には適切な精神医学的な治療が有効ですが、いずれも、治療時機を逸すると、早期であれば治療可能であった脳の機能障害が非可逆的なものに固定してしまったり、うつ病が自殺に終わったりすることがあります。早期に専門医の診断をうけることで、こうした事態を防ぐことができます。

第二の理由は、早期に発見することによって、患者の就労期間を延長し、企業内の混乱を未然に防ぐことが可能になる、ということです。認知症の多くは、ある日突然発症するものではなく、徐々に障害が顕在化してくるものです。チームの一員の作業能力が徐々に低下してくれば、チーム全体も影響を受けます。チームの他の職員の負担も増し、その結果、チーム内の関係がぎくしゃくしたものになります。一方、患者は、励まされたり、叱咤されたりしながら、見当はずれな援助をされて、ますます混乱を深めてしまいます。いよいよ、症状が顕在化して誰の目にも認知症が疑われるような事態まで放置してしまうと、患者はチームメイトに多くの迷惑をかけた挙句に、自分を含むチームみんなに心理的な傷を残して退職する以外に道がないという状況に追い込まれてしまいます。早期に診断をつけ、疾患や障害に対する理解に基づいて、企業として可能な支援を行えば、患者にとっても、チームにとっても、企業全体にとっても負担が軽減します。

第三の理由は、早期診断によって、患者は自分の病態を理解できる間に自分の病気を知ることができ、場合によっては将来の生活の予定を立てることもできるということです。任意後見

制度の活用などにより、認知機能が失われた後の自分の生活、療養、経済管理等について、自分の意思を貫くことも可能になります。患者が自分の病態を理解することは、特に早期の患者が持ちやすい不安や焦燥を軽減することにつながり、将来の問題行動や精神症状の発現リスクを軽減することになります。

2 若年性認知症が疑われた場合の対応

就労中に若年性認知症を発症すると、本人だけでなく周囲の社員、会社自体も様々なリスクを抱えることとなります。リスクを軽減するためにも、早期に発見し、早期から適切な援助を行うことが重要です。特に産業医には、患者と企業の間にとって、適切な助言と支援を行うことが求められています。

就労中に認知症を発症すると、業務の遂行能力が徐々に低下して、やがては就労継続が困難になります。就労継続ができなくなれば、その収入に依存していた家族全体が経済的な危機に見舞われるばかりか、仕事を生活の中心に据えて人生を送ってきた患者にとっては50歳代、60歳代前半で社会とのつながりを断たれ、居場所を失うことをも意味しています。一方、認知症を発症した職員を長く企業内に抱えることは、企業にとっては当該社員の仕事の能率低下だけでなく、その社員を支える周囲の職員の作業能率の低下、ストレスの増大など、様々なリスクにさらされることとなります。

こうした、若年性認知症を発症した社員、企業双方に対するリスクを軽減するためには、できるだけ早期に障害を見出し、早期から適切な援助を行うことが重要です。本人による、いつもの自分と違ってするという訴え、または人事・労務スタッフが職員の異常を発見したとき、早めに産業医に相談し、認知症疾患医療センター（P75～77）や認知症の専門医（日本老年精神医学会、日本認知症学会の専門医 P78）の受診に繋げることが必要です。また、産業医は、患者と企業の間にとって、若年性認知症を早期に発見し、患者と企業に適切な助言と支援を行うことにより、従業員の健康管理と企業のリスク回避を並行して達成しなければなりません。

早期発見のための簡易検査に、長谷川式簡易知能評価スケールという簡便な質問表があります（次頁参照）。産業医がスクリーニングとして実施するのも一つの方法です。20点以下の場合には、認知症専門医による鑑別診断（認知症の初期と他の精神神経疾患との鑑別、認知症の原因疾患の鑑別を行う）が必要と考えられますので、スクリーニングを行った場合は、必ず専門医に繋ぐことが必要です。

また、（地独）東京都健康長寿医療センターの監修により、都が作成した「自分でできる認知症の気づきチェックリスト」（P10、11）でもチェックすることができます。

改訂 長谷川式簡易知能評価スケール (HDS-R)

	質問内容	配点
1	お歳はいくつですか？ (2年までの誤差は正解)	0、1
2	今日は何年の何月何日ですか？何曜日ですか？ (年、月、日、曜日が正解でそれぞれ1点ずつ)	年 0、1 月 0、1 日 0、1 曜日 0、1
3	私たちが今いるところはどこですか？ (自発的にできれば2点 5秒おいて、家ですか？ 病院ですか？ 施設ですか？ の中から正しい 選択をすれば1点)	0、1、2
4	これから言う3つの言葉を言ってみて下さい。あとでまた聞きますのでよく覚えておいてください。 (以下の系列のいずれか1つで、採用した系列に○印をつけておく) 1：a)桜 b)猫 c)電車 2：a)梅 b)犬 c)自転車	0、1 0、1 0、1
5	100から7を順番に引いてください。 (100引く7は？ それからまた7を引くと？ と質問する。最初の答えが不正解の場合は打ち切る)	(93) 0、1 (86) 0、1
6	私がこれから言う数字を逆から言って下さい。 (6-8-2、3-5-2-9を逆に言ってもらう。3桁逆唱に失敗したら打ち切る)	2-8-6 0、1 9-2-5-3 0、1
7	先ほど覚えてもらった言葉をもう一度言ってみて下さい。 (自発的に回答があれば各2点。 もし回答がない場合以下のヒントを与え、正解であれば1点) a) 植物 b) 動物 c) 乗り物	a：0、1、2 b：0、1、2 c：0、1、2
8	これから5つの品物を見せます。それを隠しますので何があったか言って下さい。(時計、鍵、タバコ、ペン、硬貨など必ず相互に無関係なもの) 言えた物の個数が点数：3つ言えれば3点	0、1、2、 3、4、5
9	知っている野菜の名前をできるだけ多く言って下さい。 (答えた野菜の名前を右欄に記入する。途中で詰まり、約10秒間待っても出ない場合にはそこで打ち切る) 0～5=0点、6=1点、7=2点、8=3点、9=4点、10=5点	0、1、2、 3、4、5
21点～30点：正常 20点以下：認知症疑い		合計 点

3 自分でできる認知症の気づきチェックリスト

9

「自分でできる認知症の気づきチェックリスト」をやってみましょう!

自分でできる 認知症の気づきチェックリスト

最もあてはまるところに○をつけてください。

	まったくない	ときどきある	頻繁にある	いつもそうだ
チェック ① 財布や鍵など、物を置いた場所がわからなくなることがありますか 	1点	2点	3点	4点
チェック ② 5分前に聞いた話を思い出せないことがありますか 	1点	2点	3点	4点
チェック ③ 周りの人から「いつも同じ事を聞く」などのもの忘れがあるとされますか 	1点	2点	3点	4点
チェック ④ 今日が何月何日かわからないときがありますか 	1点	2点	3点	4点
チェック ⑤ 言おうとしている言葉が、すぐに出てこないことがありますか 	1点	2点	3点	4点

※このチェックリストの結果はあくまでもおおよその目安で、医学的診断に代わるものではありません。認知症の診断には医療機関での受診が必要です。

※身体機能が低下している場合は点数が高くなる可能性があります。



「ひょっとして認知症かな？」

気になり始めたら自分でチェックしてみましょう。

※ご家族や身近な方がチェックすることもできます。

<p>チェック ⑥</p> <p>貯金の出し入れや、家賃や公共料金の支払いは一人でできますか</p> 	<p>問題なくできる</p> <p>1点</p>	<p>だいたいできる</p> <p>2点</p>	<p>あまりできない</p> <p>3点</p>	<p>できない</p> <p>4点</p>
<p>チェック ⑦</p> <p>一人で買い物に行けますか</p> 	<p>問題なくできる</p> <p>1点</p>	<p>だいたいできる</p> <p>2点</p>	<p>あまりできない</p> <p>3点</p>	<p>できない</p> <p>4点</p>
<p>チェック ⑧</p> <p>バスや電車、自家用車などを使って一人で外出できますか</p> 	<p>問題なくできる</p> <p>1点</p>	<p>だいたいできる</p> <p>2点</p>	<p>あまりできない</p> <p>3点</p>	<p>できない</p> <p>4点</p>
<p>チェック ⑨</p> <p>自分で掃除機やほうきを使って掃除ができますか</p> 	<p>問題なくできる</p> <p>1点</p>	<p>だいたいできる</p> <p>2点</p>	<p>あまりできない</p> <p>3点</p>	<p>できない</p> <p>4点</p>
<p>チェック ⑩</p> <p>電話番号を調べて、電話をかけることができますか</p> 	<p>問題なくできる</p> <p>1点</p>	<p>だいたいできる</p> <p>2点</p>	<p>あまりできない</p> <p>3点</p>	<p>できない</p> <p>4点</p>

チェックしたら、①から⑩の合計を計算

20点以上の場合、認知機能や社会生活に支障が出ている可能性があります。P9以降に紹介しているお近くの医療機関や相談機関に相談してみましょう。

合計	点
----	---

第3章 企業と産業医の連携による支援が行われた事例・行われなかった事例

企業の中で早期に気づき、早期受診に繋げることで、本人への適切な支援が可能となるとともに、周囲で働く同僚等の負担も軽減することができます。ここでは具体的な事例と、支援をうまく行うためのポイントを紹介します。

※ 匿名性が維持されるよう、一部内容を変更しています。

事例① 産業医が介入し、就業期間を延長できた事例

<人物>

- ・ 51歳男性、大手販売関連企業の品質管理部に勤務（技術職）
- ・ 家族構成：妻、子（高校1年、中学2年）（発症時：単身赴任）
- ・ 非常に真面目な性格で、周囲からの信頼も厚く、仕事上の評価も高い

<経過>

X-1年9月頃から業務上の失敗が続き、企画内容が乏しくなったため、真面目な人柄から「うつ病」ではないかと周囲に心配され始め、心配した上司が声を掛けるようになりました。

X-5年10月に口の周囲や喉の奥の違和感を訴えて、産業医の健康相談に自ら訪れました。礼容は整っていましたが、表情は抑うつ的であり、小声で「ゆっくり休めない。喉の違和感があって気になる。」「上司と部下のサンドイッチです。体重も減ってしまいました。月曜日の朝になると声が出なくなる。」との訴えであったため、「うつ病」の身体症状の可能性を考えて、産業医は、市内の総合病院心療内科と耳鼻咽喉科にそれぞれ紹介しました。

同月には心療内科を受診して、「うつ病」と診断され、抗うつ剤を投与されました。しかし、その後も症状は改善せず、徐々に注意力や集中力の低下が目立ち始め、作業効率が低下していききました。

その後、産業医との相談場面では、当初の深刻味が無くなり、記憶力障害も認められるようになったため認知症を疑い、X-3年9月にE大学精神科に紹介しました。神経心理学的検査およびMRI、SPECT等の脳画像検査が行われ、若年発症のアルツハイマー病初期と臨床診断されました。

この診断結果を受け、産業医から、アルツハイマー病の特性を鑑み、運転を要する業務（通勤含む）や品質管理・デザインなどの細かな作業を要する業務から、書類整理や単純作業などに業務内容を変更するように、会社に勧告がなされました。この時点で既に、企画開発部から測定製作部に配置替えとなっていたましたが、細かな測定や新製品のデザイン製作は困難となっていました。当初、うつ病に伴って業務が困難になったと考えていましたが、MRI検査で頭頂

部の脳萎縮が見られたことから、肢運動失行や構成障害が表れていたと考えられます。

そのため、約1年で同部署での業務も困難となり、清掃部に配置替えとなりました。この頃には、他の同僚達も「うつ病」ではなく、「認知症」との認識が共有されていました。本人家族の了解の下、直属の上司が現場で病名を説明し、協力を同僚に求めました。また、産業医からは、メンタルヘルス対策の一環として、職場に向けて、「認知症に関しての正しい理解」と題しての職場研修も行いました。その後、同僚らの協力のもと、通常業務（清掃）が継続されましたが、掃除の途中で、外部に出て行ってしまふ、居なくなってしまう等の行動が表れ、清掃の段取りも理解しかねる状況になりました。

X-1年、事務所内の奥側に席を設けて、事務手伝いを行うようになりました。実際には業務に対して集中力が持続できず、離席が目立ち、事務処理は困難な状況でしたが、会社内での迷子や飛び出しを防ぐことを目的としたものでした。同僚らが眼を離せない状況でした。

通勤に関しては、若年発症のアルツハイマー病初期と臨床診断された頃に、車庫入れ失敗などの運転技術低下が見られた為、勧告に従い、バス通勤になっていました。しかし、バス停が判らない、バス停を降りてからの方向を間違える等の行動があったため、その後は、妻と上司が送迎を行っています。

<ポイント>

産業医と、主治医である精神科医師が共に対処策を検討し、できるだけ業務を継続させる事が能力維持に関しては望ましいとの意見で一致。実際、発症して4年以上経過した時点まで正規職員として就業を継続できました。その後、産業保健の面では他職員に与える影響が大きくなり、業務運営における支障等も明らかになって退職に至りましたが、この間に家族の準備も整い円満に会社を離れることができました。

- ① 他職員・同僚は、当初同情的であったが、次第に本人への不満感情が大きくなっている。
勤務時間内の見守りや付き添いで精神的にも負担が大きい。
- ② 啓発が進んでいる「うつ病」とは異なり「若年性認知症」に関する知識がないことから、他職員が怖がってしまう面がある。
- ③ 逆に「治る病気ではないのであれば、いつまで続くのか？」と、いわゆる介護者が抱く感情と同じ不安を抱く。
- ④ 会社側としては、労働災害の危険性が一番の懸念である。
- ⑤ 同様に、営利追求の民間企業であり、業務遂行能力に関する判断を最終的には求められる。
- ⑥ 社会的責任を考えれば、このような事例を守ることが、会社の評価を高めるには違いない。
他職員も「仮に自分が同じ疾患になったとしても安心である」という気持ちになる。

今回の事例において、会社及び周囲の同僚たちは非常に協力的でした。その背景には、以前より産業保健活動が活発であったため、職員のメンタルヘルスへの意識が高かった点が挙げられます。また、精神科医が産業医として10年以上活動しており、日本老年精神医学会及び日本認知症学会の専門医であったため、認知症に対して関心が高かったことも挙げられます。

事例② 企業内臨床心理カウンセラーが介入した事例

<人物>

- ・50代半ば男性
- ・同居家族あり

<経過>

企業内臨床心理カウンセラーが、会社の保健室勤務の看護師からの相談を受けました。相談内容は、仕事上のミスが急に目立ちはじめた職員について、比較的忙しくない部署に配置転換となりましたが、そこでも頼んだことを忘れてしまうなどのミスが目立つ。仕事の段取りを説明しても理解できず、ミスを繰り返しますが、会社には毎朝きちんと定時に出勤し、日常会話にも目立った問題はみられない。ただ仕事をうまくこなせないことについては本人も不安を感じている様子。看護師は家族と連絡をとり、受診をすすめましたが、家族は会社には毎日きちんと行っているし、家庭では何の問題もないので受診の必要はないと看護師のアドバイスを受け入れてくれない、とのことでした。

そうこうしているうちに、同じ課に勤務する若手職員（20代後半男性）から、企業内臨床心理カウンセラーにカウンセリングの予約が入りました。同職員の話では、同じ課に仕事のミスが目立つ人がいる。安心して任せられないので、結局その人の仕事を後輩の自分たちが肩代わりすることになる。ただでさえ忙しいのに他人の仕事まで押しつけられ、そのうえ当人はあまり恐縮している様子もみせない。自分の了見がせまいのかもしれないが、その人と仕事をしているとイライラしてしまいストレスがたまってしまう。調子がよくなないとその人が視線にはいるだけでも、イライラする。わからないことがあると自分にいろいろ聞いてくるのだが、教えてもわかろうとせず、腹が立つ。このままだと自分のほうがおかしくなりそうだが、どう対処したらよいのかわからない、ということでした。

その後、前述の看護師からの相談があった50代半ばの職員と、カウンセリングにきた若手職員がストレスを感じている先輩職員が同一人物であることが分かります。

そこで、企業内臨床心理カウンセラーは、職員の仕事のミスは病気によるものである可能性が考えられるため、複雑な業務に関して口頭で伝えても理解が難しいこと、理解してもらうように努力するよりも、本人のできることを探して仕事をしてもらったほうがよいと思うことについて、看護師を通じて上司に伝えました。また同時に、看護師から家族へ、引き続き受診の促しをしてもらいました。一方、ストレスを感じている職員に対しては、先輩職員の度重なるミスが病気によるものである可能性を伝えただけで、どのような時にイライラするのか丁寧に聞き、その対処方法についてカウンセリングでとりあげるようにしました。

<ポイント>

職場に若年性認知症を発症した人がいると、その周囲にいる同僚へのケアも必要となります。本件では、企業内臨床心理カウンセラーが、本人の病気を理解し、職場の同僚に対し、適切なケアを行うことができました。また、本人に関して、必ずしも家庭では症状が顕在化していないことがあるため、家族に対しては丁寧な対応が必要となります。

事例③

<人物>

- ・48歳男性（A氏）
- ・大学卒業後、結婚や誕生日のギフト商品を扱う会社（B社）に就職し、25年間勤務する社長の片腕的存在

<経過>

3か月前ころから、社内で、PCの前でボーっとしていたり、業務の効率が落ちたり、元気がない様子でした。

取引先（C社）から、会社創立20周年パーティー時に配布する記念品500個を製作する注文が入りました。ところが、依頼したC社から、そのパーティーの2日前になっても記念品が届かないと、B社に連絡が入ります。一方、その担当責任者であるA氏に確認しても「そのような注文は聞いていない」との一点張りでした。

どんなに頑張っても2日間で揃えられる商品ではないため、C社のお祝いの記念品は、後日配ることになりました。このことから、C社はB社を告訴する準備に入るなど、トラブルに発展しました。また、A氏が同時期に、同じような発注ミスをしていたことが発覚しました。

そこで、人事担当者は嘱託産業医に相談し、産業医による面接を行うこととなりました。産業医が面接したところ、若年性認知症の疑いがあるということで、老年精神医学会専門医への紹介となり、脳のCT、MRI等の検査による鑑別診断の結果、若年性認知症と診断されました。

診断結果を受け、C社には謝罪するとともに事情を説明したことで、告訴は取りやめになり、両者の関係も修復されるに至りました。

<ポイント>

本件では、比較的早期に、人事担当者が産業医に相談し、産業医が認知症専門医を紹介しています。これにより、早期診断を受けることができ、仕事上のミスも取り戻すことができました。

事例④

<人物>

- ・50歳男性
- ・公務員（技術職）
- ・離婚後、アパートで一人暮らし
- ・几帳面、真面目、内向的な性格

<経過>

本人は、市で水道関係の仕事をする技術者で、46歳の時、10年ぶりの人事異動により、管内の別の事業所へ転勤となります。機械点検の部署から機械設計の部署という慣れない部署への配置転換と、職場の新しい上司との人間関係のプレッシャーからか、月に2、3日職場を休んだり、遅刻が目立ったりするようになりました。

48歳の時、有給休暇も全て消化し、休職扱いとなりました。うつ状態が改善しないため、自宅近所の心療内科への通院を開始します（薬物療法中心）。通院治療6か月経過するも特に改善せず、主治医から人事担当者へ「うつ病のため長期療養が必要」との診断書が提出されます。休職と通院治療が1年続いたことから、今後の方針を決めるため、人事担当者から産業医に相談があり、産業医による面談を行うことになりました。

ところが、産業医との面談を予定した当日に、事業所に向かう途中、大通りの交差点を赤信号で横断したことから、交通事故にあい、重症多発骨折により入院となってしまいます。入院先に兄が見舞いに来たところ、本人の話し方がおかしいということになり、脳のCTやMRI検査を行ったところ、前頭葉、側頭葉に中等度の萎縮を認め、若年性認知症との診断が初めてつきました。

<ポイント>

- ① 主治医のうつ病との診断により、人事担当者がうつ病と決めつけてしまったことは仕方がないところですが、もう少し早めに産業医への相談等を行うべきだったのではないのでしょうか。
- ② 休職が1年経過する前に、主治医と産業医が病状について連携する必要があったのではないのでしょうか。
- ③ もし早めに脳の精密検査をしていれば、交通事故を防げた可能性があったのではないのでしょうか。
- ④ 本件は、本人が一人暮らしである点と、性格的に内向的であり、職場での人間関係の交流が少ない点では、早期発見を難しくしていますが、今後、産業医、保健師、人事担当者、職場の上司等を含んだ組織的なメンタルヘルス（若年性認知症を含む）対策の実施が望まれます。

※事例については、「産業医等に対する若年性認知症普及促進検討委員会」委員の他に、医療法人鶯友会牧病院院長 牧徳彦様、慶成会老年学研究所研究員 宮本典子様のご協力を得て、掲載させていただいております。

事例⑤ 若年性認知症総合支援センターが支援した事例

<人物>

- ・56歳男性（営業職）
- ・家族構成：妻（パート）、子（大学1年生）
- ・主治医
- ・若年性認知症支援コーディネーター（東京都若年性認知症総合支援センターの相談担当者）
- ・会社の上司、人事担当者、産業医

<経過>

若年性認知症総合支援センター（以下、センター）が、男性の妻から相談を受けました。「夫が若年性認知症と言われた。まだ働いているが、友人から誰かに相談した方がいいと勧められ電話した」とのことでした。

若年性認知症支援コーディネーター（以下、コーディネーター）が本人・妻と面談を行ったところ、本人は表情の変化があまりなく、氏名を正しく書くことができませんでした。会社では車の運転を行っているということであり、妻は「まだ運転は大丈夫」との認識だったため、車の運転が危険であること、営業の仕事に支障が出ている可能性を伝えました。また、主治医に書面にて面談時の様子を連絡し、再度、本人・家族に対して病気についての説明をしてもらうように依頼しました。

<職場との調整>

若年性認知症の診断を受けたものの、本人・妻とも会社に病名が知られると解雇されてしまうのではないかと心配し、上司には伝えていませんでした。しかし、主治医・コーディネーターからのアドバイスで、会社に連絡を入れることを決意しました。妻が会社の上司に連絡を取ったところ、上司の側でも本人の最近の様子を心配して妻への連絡を考えていたところでした。

本人・妻と上司の話し合いの結果、コーディネーターが本人の就労に関する能力についてアセスメント（評価）を行うことになりました。また、本人が精神保健福祉手帳を取得することにより、障害者雇用制度の適用となることをコーディネーターから本人、上司と人事担当者に説明を行いました。

コーディネーターのアセスメントの結果を受け、人事担当者と本人・上司が話し合い、営業担当から内勤に異動することで勤務を継続することになりました。また、同僚、部下にもサポートしてもらう必要があることから、職場で産業医が病気についての説明を行い、周囲の理解を求めました。

<家族への支援>

子が大学生であることから、学費や住宅ローンなど経済面の心配や、今後夫の病気が進行した場合の介護に対する不安など、妻も心労が重なっていましたが、会社に告知しても解雇にならなかったこと、上司や同僚などの理解が得られたことで不安が軽減されました。また、退職に至るまでの間に、障害年金の受給手続きや介護保険の申請を行うなど、退職後の再スタート

に向けての準備についてコーディネーターの支援が受けられたことで、安定した生活を続けられる見込みが立ちました。また、主治医に書面にて面談時の様子を連絡し、再度、本人・家族に対して病気についての説明をしてもらうように依頼しました。

<ポイント>

- ① 障害者雇用の制度を用いて就労継続することの利点を職場に理解してもらうことができました。
- ② 産業医から病気の説明を職場にしてもらうことで、同僚、部下のサポートが受けられました。
- ③ 第三者である若年性認知症支援コーディネーターが調整を行うことにより、本人・家族へのサポート体制をとることができました。

事例⑥ 若年性認知症総合支援センターが支援した事例（退職事例）

<人物>

- ・ 55歳女性（事務職）、夫と死別
- ・ 家族構成：息子（30代）
- ・ 若年性認知症支援コーディネーター（若年性認知症総合支援センターの相談担当者）
- ・ 職場の上司

<経過>

55歳の母親が認知症かもしれない、と息子から連絡があり、若年性認知症支援コーディネーター（以下、コーディネーター）が支援を開始しました。相談内容は、「若年性認知症と診断され、20年間勤めた職場を辞めさせられそうなので、話し合いに同席してもらいたい。」とのことでした。

<職場との調整>

コーディネーターと本人・息子、職場の上司と3者で面談を行いました。コーディネーターから、認知症と言っても初期であり、職場のサポートがあれば、まだ仕事は継続できること、精神保健福祉手帳を取得することにより、障害者雇用制度の対象となることを説明しました。

職場の上司からは、「これまで長年、働いてもらって感謝している。しかし人数の少ない会社であり、十分なサポートが可能であるか不安がある。サポートが出来ないと本人のためにも良くないと思う。」と就労継続に難色を示されました。

<本人・家族との話し合い>

職場との話し合い後、就労継続について本人・息子と再度意向の確認を行いました。息子は上司の対応に納得がいかない様子でしたが、本人は仕事がうまくいかないことで職場に迷惑をかけたくないし、同僚や取引先には認知症だということを知られたくないので退職したいとのことでした。

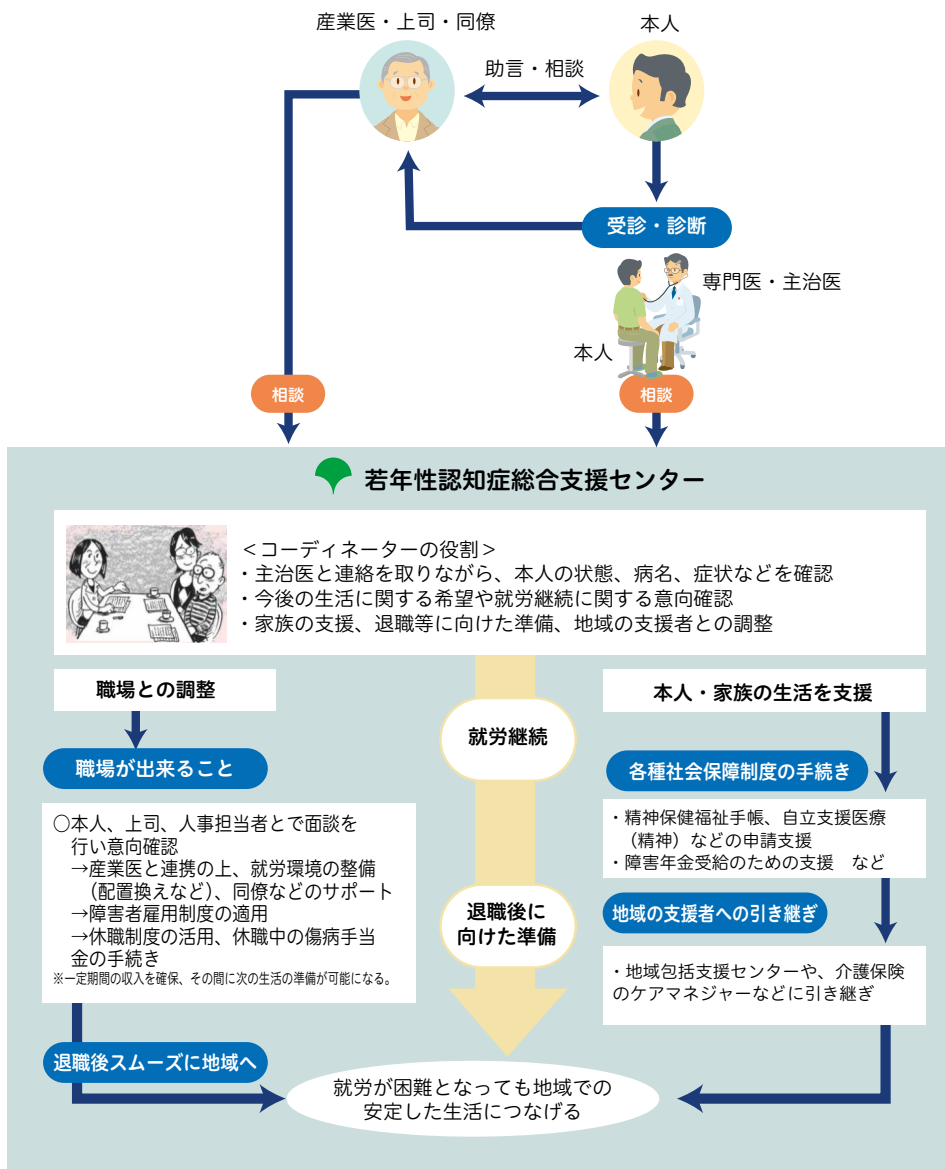
<職場との再調整>

急に退職をしてしまうと、受けられなくなる社会保障制度があることをコーディネーターが説明し、再度、息子と職場の上司が面談することになり、コーディネーターが同席をしました。休職制度を使いながら退職後の生活の見通しを立てたいということ息子が話をすると、上司も理解を示してくれました。その結果、休職までの数か月は短時間勤務とし、収入が急激に減らないよう配慮をすると提案がありました。休職中に障害年金の受給など社会保障の手続きを進めることが出来たため、休職期間終了後に退職しましたが、現在は週2回、ボランティアとして福祉施設で活動しています。

<ポイント>

職場の状況により、配置換えや周囲のサポートが難しい場合も、コーディネーターが調整することで本人の意向を確認し、退職までのソフトランディングが可能となりました。

<支援の経過 (イメージ) >



第4章

早期発見、早期診断、早期治療に結び付けるために

1 相談・受診先の紹介時のポイント

ここでは産業医が本人・職場から相談を受けた際、産業医としてどのように対処すべきかについて記載します。

認知症専門の相談先としては、認知症疾患医療センター（一覧）（P75～77）及び日本老年精神医学会、日本認知症学会などの専門医リスト（P78）から探すことができますが、企業の産業医としては、自分の地域で信頼できる認知症専門医、医療機関に関する情報を集め、できることなら個人的な関係を築いておいていただきたいところです。産業医にとって、現役従業員に係る若年性認知症の問題は、その頻度から限られたものではありませんが、現役従業員の親の世代の支援をも視野に入れるなら、認知症専門医との付き合いは今後ますます重要性を増してくるからです。

専門医への紹介に当たっては、一般的な紹介状に加えて、患者と同じ職場の同僚に、仕事中に起こっている問題をできる限り具体的に、経時的に記録してもらうとよいでしょう。そのレポートがあると、専門医の診断にとって重要な手助けとなります。若年性認知症の場合、問題が顕在化しているのは就労場面だけで、自宅では何の問題もないということが少なくありません。こうした場合、患者に家族が付き添って受診しても、現実の場面で起こっている問題を正確に伝えられない場合が多くあるからです。

2 受診に当たってのアドバイス

本人への説明

若年性認知症の場合、前頭側頭型認知症の一部などを除いて、多くの患者は何らかの病感を持っています。産業医が面接して、患者の訴えを聞き、周囲の評価とのかい離があるなら率直にそれを示して、問題解決のために認知症疾患医療センターもしくは専門医を受診するよう勧めて下さい。多くの場合、認知症初期の患者は医療機関受診を拒みません。

患者が受診に積極的でない場合には、受診を勧める医師（産業医）が、紹介先の専門医を直接知っていることが重要です。精神科医、認知症専門医というのは、一般の医師にとってなじみの薄い分野です。どういうことをするのか分からない、どんな検査があるのか分からないという状況だと思いますが、自信を持って推薦できる専門医と個人的ネットワークを築いていれば、患者にも自信を持って話ができます。

家族への配慮

若年性認知症の疑いがある人を、専門医療機関に紹介する場合、しばしば困難な問題となるのが家族の理解を得ることです。

先に述べたとおり、例えば、自宅では妻に起こされて身支度をし、妻が作った食事を食べて会社へ行き、帰宅したら用意された風呂に入って眠るだけといった生活をしているとしたら、実行機能の障害が露呈することがないために、家族は、変化を感じていないことが少なくありません。さらに、「若年性認知症」の発症は、家族にとって経済的な問題を含む生活全体の危機であるために、家族によっては、当初、無意識にそうした事態を否認することによって精神的な平衡を保とうとすることがあります。このような場合、職場からの突然の連絡は、思わぬトラブルの原因になることがあります。

過去の事例では、ある日、電話でいきなり認知症専門医の受診を勧められた妻が、夫の能力低下は職場のパワハラの子であるとして、会社と激しく対立した例があります。できるだけ早い時期から、家族とも面接等のコンタクトを通じて問題の共有を図っておくことが重要で、問題がこじれそうなときは、産業医が家族の話聞き、対立に発展しないよう心がけることが必要です。

3 認知症疾患医療センター

東京都では認知症の専門医療相談、診断、身体合併症と行動心理症状への対応、地域連携の推進、人材育成等を行う医療機関として、「認知症疾患医療センター」を指定しています。

センターには、認知症に関する専門知識を有する精神保健福祉士等の相談員が配置されており、本人・家族、関係機関からの医療相談に対応するとともに、状況に応じて適切な医療機関等の紹介を行っています。

※認知症疾患医療センター一覧（P75～77）参照

第5章 相談窓口やインターネットサイトの紹介

1 都の相談窓口

令和8年3月一部改訂

若年性認知症総合支援センター

社会福祉士などの国家資格を有し、若年性認知症支援経験を有する若年性認知症支援コーディネーターが、ご本人やご家族からのご相談に対応します。

また、専門機関（地域包括支援センターや医療機関等の支援機関）からの相談については、相互に連携し、必要な助言を行います。

○対象者

本人、家族、医療、福祉関係者

○支援内容

電話相談だけではなく、個別の方に合った支援が導入できるようコーディネートします。

◆社会保障（経済的な援助）について

医療費助成や障害年金など各種社会保障の情報をお伝えするとともに、手続きに関する助言・支援などを行います。

◆医療に関することについて

主治医との連絡をとりながらご本人の日常生活について助言します。また、近隣の認知症専門医情報などについてお伝えします。

◆就労支援のコーディネート

仕事が継続できるように職場との調整について助言します。

◆介護保険サービス等の受給について

お住まいの地域で利用できる訪問・通所のサービス情報や、利用の手続きについて助言します。

◆金銭的に大切なもの・契約等について

本人に関する財産の管理や福祉サービスなどの手続きについて相談ができます。

○連絡先

【東京都若年性認知症総合支援センター】

（NPO法人いきいき福祉ネットワークセンターに委託）

所在地：〒152-0003 東京都目黒区碑文谷5-12-1 TS碑文谷ビル 3F

TEL：03-3713-8205 FAX：03-6808-8576

E-mail：jyakunen@ikiikifukushi.jp URL：https://www.ikiikifukushi.jp

【東京都多摩若年性認知症総合支援センター】（社会福祉法人マザアスに委託）

所在地：〒191-0062 東京都日野市多摩平2-2-4 ニコール豊田ビル 4F

TEL：042-843-2198 FAX：042-843-2199

E-mail：jakunen@moth.or.jp URL：http://www.moth.or.jp/jakunen.html

2 区市町村の相談窓口

令和8年3月追記

若年性認知症相談窓口

区市町村で設置している若年性認知症に関する相談窓口がご紹介します。

区市町村名	名称	住所	電話番号
千代田区	千代田保健所 保健サービス課 保健相談係	千代田区九段北 1-2-14	03-5211-8175
新宿区	牛込保健センター	新宿区弁天町 50	03-3260-6231
	四谷保健センター	新宿区四谷三栄町 10-16	03-3351-5161
	東新宿保健センター	新宿区新宿 7-26-4	03-3200-1026
	落合保健センター	新宿区下落合 4-6-7	03-3952-7161
品川区	認知症伴走型支援事業「くるみ相談室」	品川区小山 7-14-4	090-6078-3184
大田区	大田区若年性認知症支援相談窓口	大田区下丸子 4-23-1	03-6459-8591
世田谷区	世田谷区認知症在宅生活サポートセンター	世田谷区松原 6-37-10 世田谷区立保健医療福祉総合プラザ1階	03-6379-4315
中野区	若年性認知症相談窓口	中野区中野 4-11-19 中野区役所3階	03-3228-5785
杉並区	杉並区若年性認知症支援相談窓口	杉並区阿佐谷南 1-15-1	03-3312-2111 (代表)
豊島区	豊島区高齢者福祉課介護予防・認知症対策グループ	豊島区南池袋 2-45-1	03-4566-2433
江戸川区	若年性認知症相談支援窓口	江戸川区西葛西 8-1-1	03-3675-1236
町田市	一般社団法人Dフレンズ町田	東京都町田市木曽東 1-24-20	070-8934-1717

3 サポート組織

令和8年3月一部改訂

NPO法人若年認知症サポートセンター

若年性認知症にかかわる医療・福祉・行政・NPO等関係者のネットワークを図りながら、本人及び家族が尊厳を保ち、安心して暮らせる社会の実現をめざして作られたNPO法人です。若年性認知症に関する知識、相談先、お近くの家族会の連絡先などを相談できます。

○活動内容

現在、64歳以下の若年認知症と呼ばれる患者は全国に約4万人いるといわれています。昨今、報道等により少しずつ認知が広まってきましたが、まだまだ本人・家族への援助・支援は不十分です。私たちは活動を通し、社会的な環境整備の必要性を提言していきます。

*本人が、地域で暮らしていくために

- ①「ミニデイサービス事業」＝ゆうゆうスタークラブを東高円寺にて実施

*支援者を育てるために

- ①デイサービス等専門職への指導・研修事業
- ②市民サポーターの養成研修
⇒本人の社会生活を支える人材の養成

*家族を支援する地域づくりのために

- ①広域的な家族会の立ち上げおよび運営の支援
- ②家族会同士のネットワークづくり支援

*援助技術やノウハウの構築のために

- ①調査研究事業⇒家族会へのヒアリングや立ち上げプロセスのまとめや就労型社会参加センター事業等を通じた本人支援のための効果的な事業の検証

*提供および社会への啓発のために

- ①社会資源に関する情報提供 — 冊子の発行
- ②講演会・フォーラムの開催

○連絡先

〒160-0022 新宿区新宿 1-9-4 中公ビル御苑グリーンハイツ 605
TEL：03-5919-4186 FAX：03-6380-5100
E-mail：info@jn-support.com URL：http://jn-support.com/

4 家族介護者・当事者の会

令和8年3月一部改訂

家族介護者の会は、日ごろの在宅介護の状況を話したり、家族としての思いや悩みを共有したり、知識や知恵、あるいは地域の様々な情報を交換したりすることで、地域の家族介護者同士の支え合いの場となっています。家族介護者の会の活動について、ご家族の方へのご紹介をお願いします。

若年性認知症家族会・彩星の会

○会の目的

若年性認知症は仕事でも家庭でも人生の盛りに直面し、多くは困難な障害をともない生活に支障がでます。本団体の活動目的は本人と介護家族が平穏に暮らせるように

- * 専門職や市民を交えてお互いが交流支援する場を作ります。
- * 若年性認知症の理解を深める活動を行います。
- * 若年性認知症の福祉の充実を図る活動をします。
- * 若年性認知症の治療と介護の向上を図ります。

○活動内容

- * 定例会開催（奇数月第4日曜日）
- * 専門職による相談
- * 家族による電話相談（月・水・金 11：00～15：00）
他の日はファックス、メールにて
- * 機関紙「彩星だより」発行（年6回奇数月初旬発行）
- * 旅行、高尾山登山などによる懇親会
- * Zoomを使ったWebサロン（毎週火曜日夜8：00～9：00）
- * その他

○連絡先

〒160-0022 新宿区新宿 1-9-4
 中公ビル御苑グリーンハイツ 605
 TEL：03-5919-4185 FAX：03-6380-5100
 E-mail：hoshinokai@beach.ocn.ne.jp
 URL (HP)：http://hoshinokai.jp/



若年認知症家族会 陽だまりの輪

中野区、杉並区を中心とした身近な地域の本人・家族の交流の場です。地域密着をうたっていますが都内他区市町村、近県からの参加者も受け入れています。本人同伴で安心して参加ができます。

○会の目的

主に若年認知症の本人及びその家族が抱える不安・状況を理解し、各位に取って最適な介護環境で過ごせるように寄り添う活動を行うことが目的です。

○活動内容

- * 交流会では若年認知症の本人・家族の為の相談、体験交流、相互援助、情報交換等話し合える時間を基本とし、専門職の方や介護経験者からアドバイスをしています。
- * トイレや入浴の問題で自分たちだけでは実現が難しくなる旅行に一緒に出かけ、本人のサポートをします。その他、日帰り散策やお花見やバーベキュー等を行っています。
- * 交流会のほか、オレンジカフェ（中野と杉並の二箇所）も毎月開催し、その中で手作りサロンもしています。

○連絡先

〒166-0003 杉並区高円寺南1-20-20

TEL：080-6552-6599

E-mail：info@hidamarinowa.com URL (HP)：https://hidamarinowa.com

○活動の様子



※一泊旅行※

年に1回実施しています。
当事者は介護者と別な部屋で
看護師や介護士と一緒にし
介護者にゆっくり旅行を楽しんでもらっています。

若年認知症いたばしの会 ポンテ

板橋区やその周辺にお住まいの若年認知症とともに歩む人とそのご家族を対象にしています。

○会の目的

「認知症と共に歩む人にとって暮らしやすい地域社会」、つまりどんなに人にとっても暮らしやすい地域社会を、地域住民と共に一緒につくっていく活動を目指しています。

○活動内容

- * 相談活動（電話相談・個別相談、総合相談）
- * サロン・集いの開催（本人、家族同士の交流会の開催。原則2か月毎で偶数月）
- * 小規模の集い（本人、家族同士の小規模の集いの開催。原則2ヶ月毎で奇数月）
- * 学習会・講演会の開催（本人、家族同士に必要な情報を共有するための学習会、地域住民の理解促進のための講演会等の開催）
- * 地域住民としての活動（地域の一住民として、地域活動に参加したり、地域団体と協同する）
- * 就労支援

○連絡先

ポンテ事務局

TEL：090-9315-6490 E-mail：itabashi.ponte@gmail.com

若年認知症ねりまの会 MARINE

若年認知症のご本人・ご家族の交流、情報交換の場として、平成21年に設立された地域（練馬区）の支援グループです。対象は、練馬区にお住まいの方、もしくは、練馬区の病院に通院されている若年認知症のご本人、ご家族の方、会の趣旨に賛同する方となります。

○会の目的

若年認知症という病気・障がいがあっても、慣れ親しんだ地域の中で、家族や友人と共に生活できるように人や地域社会とつながり、支えあう会です。

○活動内容

- * サロン・つどいの開催（概ね月1回）
若年認知症のご本人、ご家族、専門職等が集い、知恵や工夫などの情報交換や楽しく集える場所として季節の行事などを行っています。

○連絡先

E-mail：marine2009.office@gmail.com

URL（HP）：<https://nemarine.my.canva.site>

あしたば会

江戸川区やその近隣の若年性認知症の方及びその家族を対象とした会です。

○会の目的

- * 家族間の更なる情報共有（介護・生活上のノウハウ）
- * 利用者と利用者家族相互の交流と、若年性認知症・高次脳機能障害の方の症状の理解
- * 地域の方への若年性認知症・高次脳機能障害に対する理解の促進
- * 他の地域の家族会との情報交換

○活動内容

- * 定例会（月1回・原則第4土曜日）
- * 若年性認知症カフェ「あしたばカフェ」
開催（偶数月・原則第2日曜日）
- * 子供たちの集いの開催

○連絡先

社会福祉法人 東京栄和会 なぎさ和楽苑

〒134-0088 江戸川区西葛西8-1-1

TEL：03-3675-1201（代表） FAX：03-3675-1203

URL（HP）：<http://www.ab.cyberhome.ne.jp/~sakube/ashitabakai/HOME.html>



若年性認知症介護者の会 きらきら

○会の目的

- * 数の少ない若年性認知症の介護者が出会える場をつくります。
- * 辛い思いを聴き合うことでリフレッシュし、きらきらと輝くことができます。
- * 情報を共有できます。

○活動内容

- * 定例会（毎月第2金曜日 13：30～15：30）
ふれあい会館 会議室

○連絡先

〒183-0055 府中市府中町1-30 ふれあい会館内

府中市社会福祉協議会

TEL：042-364-5382

若年性認知症当事者と家族の集い「芽吹き」

多摩地区全般の若年性認知症の方及びその家族を対象とした会です。

○会の目的

不安や困難は、一人だけでかかえていると際限なく大きく膨らんでしまいます。

ご本人の不安もさることながら、家族の負担も大変なものです。

「芽吹き」はご本人や家族が、同じような経験をしているメンバーや専門職と気軽に話し合える、相談できる場です。

また、イベントを通して知り合った気の合う仲間でお旅行に出かけるなどのきっかけ作りもなります。

「芽吹き」はみんなと気軽に出かける、話し合える、相談できる場を提供しています。

○活動内容

* ほぼ毎月行われる、近郊の公園散策、ボウリング大会、モルック大会などと、そのあとのお楽しみ会（飲み会）

* 行政との連携

* 講演活動、相談会

○連絡先

E-mail : hino.mebuki@gmail.com URL (HP) : <https://hino-mebuki.main.jp/>

前頭側頭葉変性症家族会すまいる

前頭側頭葉変性症の家族が集う会です。

○会の目的

前頭側頭葉変性症家族会すまいるは、前頭側頭葉変性症の家族が集う会です。

前頭側頭葉変性症の独特の症状に戸惑う家族が、対処方法や介護方法、公的サービスや各制度の情報交換など笑顔（すまいる）で交流できることを目的としています。

○活動内容

* 定例交流会（奇数月第3土曜日11：30～13：30）

東京駅周辺 武蔵小杉駅周辺等（変更する場合あり）

* Web交流会（毎月第1木曜日20：00～21：30） Zoom

* 交流ひろば グループラインで情報共有・相談等

* 介護相談 随時受付 電話・メール

○連絡先

世話人代表 牛塚康子（武蔵村山市）

TEL : 042-564-5793 E-mail : yasuko293122@gmail.com

URL (HP) : <https://www3.hp-ez.com/hp/ftld/>

若年性認知症の会 シエル・ブルー

70歳くらいまでの方で、認知機能の低下などに不安のある方や、そのご家族、支援者を対象とした会です。診断の有無にかかわらず、予約不要でご参加いただけます。区外の方もどうぞ。

○会の目的

集まって、情報交換をしたり楽しいひと時を過ごしたりする場です。神社や美術館巡り、お散歩やゲーム大会など、皆さんと楽しめるプログラムも行っており、介護や生活のご相談もできます。年に2回程度勉強会も開催しています！

○活動内容

- * 定例会（毎月第1土曜日10：00～12：00、5月と1月は第2土曜日、8月はお休み）
Reなでしこ元町（文京区本郷2-4-1倉田ビル101）
- * 勉強会（年2回）

○連絡先

文京区社会福祉協議会 地域福祉推進係

TEL：03-5800-2942（平日8：30～17：15）

※シエル・ブルーは文京区社会福祉協議会・文京区高齢福祉課認知症施策担当・高齢者あんしん相談センター富坂・大塚・本富士・駒込（認知症支援コーディネーター）の協働により運営しています。



結の碧空

若年性認知症の本人・家族の交流の場として、開催しています。

○会の目的

診断直後の方の集いの場がないこと、若年性認知症は情報が少ないことから、地域を超えた仲間づくりを目指しています。本人も家族も、それぞれに仲間がいることで、不安や悩みが軽減できます。

○活動内容

初めての方もふらっと参加しやすい、渋谷区のスターバックスで開催しています。奇数月は席数の都合上予約制、偶数月は予約なしでどなたでも参加できます。

お花の季節や紅葉など、近隣の公園や日帰り旅行なども行なっています。

*開催日時

奇数月第4土曜日 10:00～11:00 (予約制)

偶数月第4金曜日 10:00～11:00 (予約無)

*開催場所

スターバックス渋谷モディ店

渋谷区神南1-21-3 渋谷モディ4F

○連絡先

結の碧空 代表 中島珠子

E-mail: yuinoaozora2024@gmail.com

TEL: 090-7236-7462



ぴあ・オレンジ健成苑

若年性認知症の方、そのご家族の方を対象とした会です。

○活動内容

『ぴあ』とは「仲間」という意味です。同じ診断を受けたご本人・ご家族が美味しいお菓子とお茶をお供に、他愛のないおしゃべりをしたり、悩みを打ち明け合ったりする交流の場です。

日時 偶数月 第1土曜日 10:00～

○連絡先

小平市地域包括支援センター小平健成苑

小平市鈴木町2-230-3

TEL: 042-452-8813

佳辰の会(かしのかい)

若年性認知症の当事者・ご家族を対象とした会です。

○会の目的

若年性認知症の当事者・ご家族を対象とした会です。

○活動内容

*基本的には決まった活動内容等はありません。

下記は活動内容の一例です。

*悩み事・相談事を共有して不安やストレス軽減（若年性認知症のある人のしゃべり場）

*地域イベントへの参加

*季節感があるイベント、外出の企画と実施

*シナプソロジー等の脳トレ体操

*若年性認知症関連イベントへの情報提供

*地域包括支援センター、認知症疾患医療センター、若年性認知症総合支援センター、
東京都認知症介護指導者等の専門スタッフによる相談・情報共有ができます。

*佳辰の会

開催日時

毎月第1木曜日 13:00~15:00

開催場所

東久留米市中央町4-7-1 桂林荘

○連絡先

〒203-0023 東京都東久留米市南沢-18-36

社会福祉法人三育ライフ・特別養護老人ホーム シャローム東久留米
鷹部屋（たかべや）

TEL：042-467-1561 E-mail：taka@shalom.or.jp

大田区若年性認知症家族会 ハーモニー

○会の目的

2020年から活動開始し、若年性認知症の方のご家族を対象に毎月活発に活動をしています。区外の方も気軽に参加できるため、エリアフリーで交流の輪を広げている他に、複数の家族会が集まってのイベント開催も行われています。出欠を取らない、出入り自由な家族会です。

○活動内容

- * 定例会（毎月第3土曜日 13：30～15：00 参加費100円）
大田区立特別養護老人ホームたまがわ会議室（併設施設内）
シニアステーション田園調布、アットホームスクエアなど、活動内容で開催場所が変わります。近況報告や情報交換などを行います。
- * 夏は飲食店を貸し切り、ランチ会
- * 年に1度の日帰り旅行（2023年はバス旅行、2024年は八景島でみかん狩り&BBQ、2025年は東京湾フェリー）
- * 菜園活動（専用の畑を使って野菜づくり）
- * クリスマスは恒例のジャズコンサート
- * パネル展示など認知症イベントの開催（啓発活動）
- * 健康セミナーや勉強会の開催 など

○連絡先

社会福祉法人 池上長寿園
大田区若年性認知症支援相談窓口
〒146-0092 大田区下丸子4-23-1
TEL：03-6459-8591（直通） FAX：03-6459-8592
E-mail：jakunen.ota@ikegami.or.jp URL（HP）：https://www.ikegami.or.jp/

○活動の様子



ランチ会
じゃんけん大会では豪華景品をかけて大盛り上がり！
障害者施設とのコラボ企画です。

若年性認知症当事者会 おおたHarmony

○会の目的

認知症の診断の有無にかかわらず、物忘れに不安を感じる人も参加しています。区立公園の運営管理を受託しており、月2回の清掃活動で得られる活動費で旅行や食事会等、企画しています。

○活動内容

- *定例会（毎月第1・3土曜日 10:30~12:00、13:30~15:00 参加費100円）
大田区立特別養護老人ホームたまがわ会議室（併設施設内）
シニアステーション田園調布、アットホームスクエアなど、活動内容で開催場所が変わります。
- *ランチミーティングやボッチャなど
- *公園清掃活動（清掃、剪定、遊具の点検など）
- *菜園活動（家族会と合同で野菜づくりをしています）
- *当事者会独自の日帰り旅行（2024年は横須賀軍港めぐり、2025年は工場見学・作業体験）
- *家族会合同の日帰り旅行（2023年はバス旅行、2024年は八景島、2025年は東京湾フェリー）
- *家族会合同イベント、クリスマスは恒例のジャズコンサート
- *認知症イベントの開催（啓発活動）
- *講演活動など、認知症イベントの開催（啓発活動）

○連絡先

社会福祉法人 池上長寿園
大田区若年性認知症支援相談窓口
〒146-0092 大田区下丸子4-23-1
TEL：03-6459-8591（直通） FAX：03-6459-8592
E-mail：jakunen.ota@ikegami.or.jp URL（HP）：https://www.ikegami.or.jp/

○活動の様子



公園清掃活動

おそろいのビブスを着ての清掃活動。終了後のランチミーティングはおしゃべりを楽しんでいます！

西東京市「かえるの会」

2019年2月に発足した若年性認知症当事者とその家族の会です。名称には『世の中を“かえる”、制度を“かえる”、本人を家族を…』といった願いが込められています。

2025年6月から定例会を週末午前中の開催に改めるとともに、当事者とその家族が世話役として市役所、地域包括支援センターと協働する新たな運営が始まりました。

若年性に起因する特有の悩みや思い、情報などの共有にあたり、西東京市内外の方々と繋がっていきたいと思います。

○会の目的

当事者とその家族が気軽に参加できる“居場所”づくりに努めます。そこには同じ立場にあるからこそその対話や共感、笑顔が生まれ、同席する支援者の方々も含めた地域社会との繋がりを実感することにより孤立からの解放を期待しています。

○活動内容

＊定例会（原則 偶数月の第2土曜日10時～お昼頃まで）

西東京市のホームページでご確認ください（“西東京市かえるの会”で検索してください）

＊西東京市のホームページにある「ご家族向けかえるの会Q&A集」

定例会における参加者間のやり取りや専門職の知見を取りまとめ、プライバシーに配慮した形で掲載しました。「かえるの会」の中で、どのようなことを話し合っているのかを知っていただく資料としてぜひ、ご覧ください。

○連絡先

西東京市役所 健康福祉部

高齢者支援課 地域支援係 認知症担当

TEL：042-420-2811（直通）



5 若年性認知症専用サービス

令和8年3月一部改訂

若年性認知症専用のサービスについて、各法人・団体よりご寄稿いただいたものをご紹介します。

(1) 障害者総合支援法が適用されるサービス

いきいきせかんど

若年性認知症と高次脳機能障害のための自立訓練（生活訓練）です。月～金曜日のうち週1～2回利用ができます。東京および近郊の方も通所可能ですが、ご家族もしくはヘルパーによる送迎をお願いしています。楽しみ活動（季節に合わせた外出、調理、手芸、園芸等）から社会貢献活動（清掃ボランティア、地域の見守り活動等）、若年性認知症の普及啓発活動（お菓子製造・販売、チラシ製作等）まで幅広く選択できます。

○連絡先

〒152-0003 目黒区碑文谷5-12-1 TS碑文谷ビル 3F

TEL：03-3713-8207（9：00～17：00） FAX：03-6808-8576

E-mail：ikiiki-npo@ikiikifukushi.jp URL（HP）：http://www.ikiikifukushi.jp/

【活動の様子】



（清掃活動→）

地域を散策しながら、清掃ボランティア、見守りサポーターをしています。地域の方からの「ありがとう」や「お疲れ様」がモチベーションになっています。

（←グリーンクラブ）

就労型グループワークで、病気の普及啓発をしています。お菓子製造・配達、グリーンクラブ、ぴあ広場企画・参加、外出計画・外出などを行っています。



(2) 介護保険が適用されるサービス

練馬若年認知症サポートセンター

認知症や高次脳機能障害の方を対象とした、少人数のデイサービスです。社会参加型支援として、美化清掃・安全安心見守りパトロール・おひとり暮らしの高齢者宅への配食サービス等、ボランティア活動を通して、地域社会との繋がりを大事にし、毎日外出活動を行っております。公園などでのウォーキング・園芸作業・体操・脳トレほか、様々なプログラムでアクティブに健康的に体力の維持向上をサポートしております。また、大切なご家族・ご友人の介護のお悩みなど、いまカラこれカラのことを一緒に考えるコミュニティとして、いつでもお気軽にご相談を受け付けております。

○活動時間 9：30～16：30

○活動曜日 月～土曜日、祝日 ※現在、日曜日は休業中

○連絡先

〒1777-0044 練馬区上石神井1-35-5

社会福祉法人 シルヴァーウィング 練馬若年認知症サポートセンター

TEL：03-5903-6520 FAX：03-5903-6521

E-mail：support@silver-w.jp URL (HP)：https://www.silver-w.jp/nerima

【活動の様子】



(←美化清掃・安全安心見守りパトロールの様子)
午前の活動の日課として、タバコの吸い殻を拾いながら、近隣の安全安心見守りパトロールをしております。

地域の方々より、「ありがとう」や「ご苦労様」など、お声掛けをいただき、励みとなり、やりがいや充実感があります。

(脳トレの様子→)

脳トレ・パズル制作・塗り絵・手芸など、お好みの活動を楽しむ時間もあります。楽しく・悩ましく、ゲーム感覚でチャレンジして脳の活性化に繋げております。



DAYS BLG! はちおうじ

「やりたい」を実現する取り組み

BLG八王子は、2017年に開設した八王子市の地域密着型通所介護事業所です。「認知症を自分事として考え、一人ひとりが人生の主人公でいられる社会をつくる」ことを理念に、認知症があっても地域の中で役割を持ち、自分らしく生きられる場を目指しています。

BLGには決められた一日のスケジュールはなく、朝のミーティングで「今日は何がしたいですか?」と問いかけ、本人の意思を大切に活動を決めます。自動車販売所での洗車、スーパーマーケットでの環境整備、お寺での花下げ、チラシのポスティング、カレーショップの営業等、地域の企業、団体と関わる様々な「仕事」に有償ボランティアとして参加することができます。仲間とゆっくり過ごすことも大切な選択肢ですので、体調や気分に合わせて、自由に過ごし方を選べる場です。

BLG八王子の5つ価値観を大切にしています

- ・「できる・できない」ではなく「やりたい・やりたくない」を基準とする
- ・本人の意思決定を起点に活動を組み立てる
- ・素でいられる（ありのままの）自分を開示できる
- ・飽きたらやめられる自由（選択と継続の自由）
- ・フラット（水平）な関係性を大切にする

○連絡先

〒192-0902 八王子市上野町2-3

TEL : 042-649-6752 FAX : 042-649-6753

E-mail : daysblg8@outlook.jp

【活動の様子】



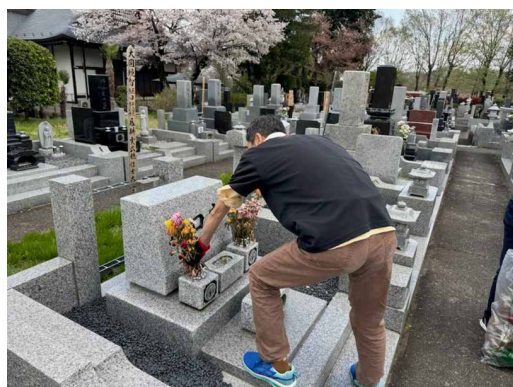
(↑スーパーマーケットでの環境整備)



(↑自動車販売所での洗車)



(↑カレーショップの運営)



(↑お寺の花下げ作業)

DAYS BLG!

DAYS BLG!では“場”に集うことで、仲間と一緒に活動を通じて想いをカタチにしていきます。その仲間とは、場に集うすべての人を指し、介護「される側」と「する側」と分け隔てることなく、全員がメンバーと呼ばれます。現在、認知症のある人にとって生活し難い社会であり、生き難い社会でもあります。メンバーと一緒に活動をすることで、生き難い社会をつくっている私たちを含めた周囲の人の意識をアップデートすることを狙い、壊れかけている社会をある意味ケアしています。これらはすべて新しい認知症観に基づき、認知症になってからも暮らし続けることができる地域づくりを目的としています。

そのために地域交流も盛んに行ない、社会参加と社会的役割を重視しています。一般企業と様々な協働や、学童保育所で認知症の紙芝居読み聞かせ、または地域での困りごと解決のボランティア活動をしています。その他に個別趣味をも重視しつつ、自立支援から更にその先を目指し、生活機能の維持・向上を図ります。

“We” メッセージ

- 私たちの活動は、あなたの活動でもあります。
- 私たちの活動は、あなたの大切な人の活動でもあります。
- 私たちの活動は、町づくり活動でもあります。
- 私たちの活動は、地域が成長する活動でもあります。
- 私たちの活動は、未来につながっています。

○活動曜日：月曜日～土曜日 ※但し、日曜、祝日と年末年始（12月28日～1月3日）は休業

○連絡先

〒194-0043 町田市成瀬台3-15-19

TEL：042-860-6469 E-mail：days.blg@gmail.com

【活動の様子】



（←ベンチ拭きの仕事）

DAYS BLG!で引き受けている“仕事”の内容は多岐に渡ります。

「できること」の範囲で働いています。

（1日の始まり→）

DAYS BLG!では、一日の過ごし方や食べるものをメンバーさんたちが『選択する』ことから始まります。選択肢のある日常を当たり前。



大田区若年性認知症デイサービスHOPE（ホープ）

大田区内に在住している若年性認知症の方を対象として、月曜日～金曜日までの週5日、1日3名の定員で営業しています。その日の参加者で活動内容や昼食を決めて、食材の買い出し、調理、片付けを行います。その他の活動として、臨床美術士を講師に招いて行うアトリエHOPEでは、見た目ではなく香りや味の色から描いてみるなど、五感を使ったプログラムとなっています。また、就労的プログラムでは、しおりづくりやキーホルダーづくり、地域包括支援センターや社会福祉協議会などからの依頼により軽作業を行うこともあります。菜園活動や清掃活動などもあり、アクティブな取り組みを推進しています。

○連絡先

〒146-0092 大田区下丸子4-25-1

社会福祉法人 池上長寿園

大田区立下丸子高齢者在宅サービスセンター内

TEL：03-3750-8701 FAX：03-3750-8805

E-mail：hope-smk@ikegami.or.jp URL（HP）：<https://www.ikegami.or.jp/>

【活動の様子】



（外出支援）

公共交通機関をつかったり、車で出かけたりすることもあります。大田区内には羽田空港や池上本門寺など観光スポットもある他に、都内中心部や川崎方面に行くこともあり、皆さんで話し合いながら決めています。



（アトリエHOPE）

臨床美術士による体験型プログラム。自由な発想で作る作品は芸術の一品！完成した作品は9月の認知症月間で開催している区役所での展示会の他に、誰でも参加できる体験会も年に1度行っています。



（社会活動）

マンツーマンでの対応が可能な職員体制。やりたいことにも挑戦できます。プラモデルを作ったり、公園清掃したり、地域包括支援センターや社会福祉協議会からの依頼（軽作業）などにも取り組んでいきます。

スマイル・エイジングかなえ組

若年性認知症特化型デイサービスとして、若年性認知症のある方と発症されてから65歳を過ぎた方々がご利用されています。

事業所を拠点として、地域や社会での活動を行っています。
昼食づくりや子ども食堂、貧困世帯の食材支援活動や野菜販売会、公園清掃などの支援活動をととして社会的役割を担っていただいています。
その他、散歩や観光地への外出をほぼ毎日行い季節や気候を感じながら心身ともに機能の維持、向上を図っています。

○連絡先

〒121-0075 東京都足立区一ツ家1-2-1
TEL：03-5856-4881 FAX03-5856-4887
Email：hozumi@smile-ap.com
URL (HP)：http://smile-ap.jp/

【活動の様子】



(←貧困世帯への食材支援活動)
寄付の品の引き取りの様子。
活動の目的を共有し、誰かのためという思いを実践していただいています。

(毎日の屋外活動→)
季節や気候を感じ、皆さまで楽しみながらの活動で健康の基盤をつくります。



(3) 介護保険外サービス

フリーサロン あしたば

火曜日、木曜日、金曜日の週3回、原則、江戸川区在住のアルツハイマー病及び高次機能障害の人を対象にデイサービスを実施しています。当日にメンバーの皆さんとスタッフが、その日の過ごし方を相談して決めるフリースタイル形式での活動を行っています。少人数で、お一人お一人のご状態やご希望に合わせた活動を行っています。

○連絡先

〒134-0088 江戸川区西葛西8-1-1

社会福祉法人 東京栄和会 なぎさ和楽苑

TEL：03-3675-1201（代表） FAX：03-3675-1203

E-mail：ashitaba@tokyoeiwakai.or.jp URL（HP）：http://www.tokyoeiwakai.or.jp

【活動の様子】



【あしたばマルシェ】

なぎさ和楽苑5Fの平和菜園で育てた野菜を、苑内で販売しております。無農薬・有機野菜はなぎさ和楽苑に通う利用者や職員に大好評です。リピーターも多く“美味しかった”との感想はメンバーのやる気を後押ししております。



【就労活動（清掃）】

なぎさ和楽苑の隣りにあります、なぎさ和楽公園の清掃・管理を江戸川区から受託しました。メンバーが熱心に清掃する姿に、公園を利用する地域の方から“いつも有難うございます”の励ましの声掛けがあり、メンバーに笑顔が溢れます。



【ジョブボン（古本の販売）】

古本を回収し、ネット上で販売する“ジョブボン”を始めました。当初は、書き込み、折れや汚れなど状態チェックに時間を要しましたが徐々に慣れてきました。1頁毎にチェックするのが得意な方、クリーニングが得意な方など、メンバーそれぞれの得意分野で活動しております。

6 認知症支援に関するホームページの紹介

令和8年3月
一部改訂

認知症のある人と家族を支援する情報は、以下のホームページなどでご覧になれます。

とうきょう認知症ナビ

<https://www.ninchishounavi.metro.tokyo.lg.jp/>

「認知症になっても認知症のある人と家族が地域で安心して暮らせるまちづくり」の推進を目的とする東京都の認知症に関する公式ホームページです。

若年性認知症コールセンター

<http://www.y-ninchisyotel.net>

若年性認知症に関する相談窓口

厚生労働省の認知症対策等総合支援事業の一環で、愛知県にある認知症介護研究・研修大府センターに設置されています。

電話番号：0800-100-2707（フリーダイヤル）

開設時間：月曜日から土曜日（年末年始・祝日除く） 10:00 から 15:00 まで

※ただし水曜日は10:00から19:00まで

WAM－NET

<http://www.wam.go.jp>

独立行政法人福祉医療機構が運営している、福祉・保健・医療の総合サイトです。

介護事業者情報や医療機関の検索などができます。

とうきょう福祉ナビゲーション（福ナビ）

<http://www.fukunavi.or.jp>

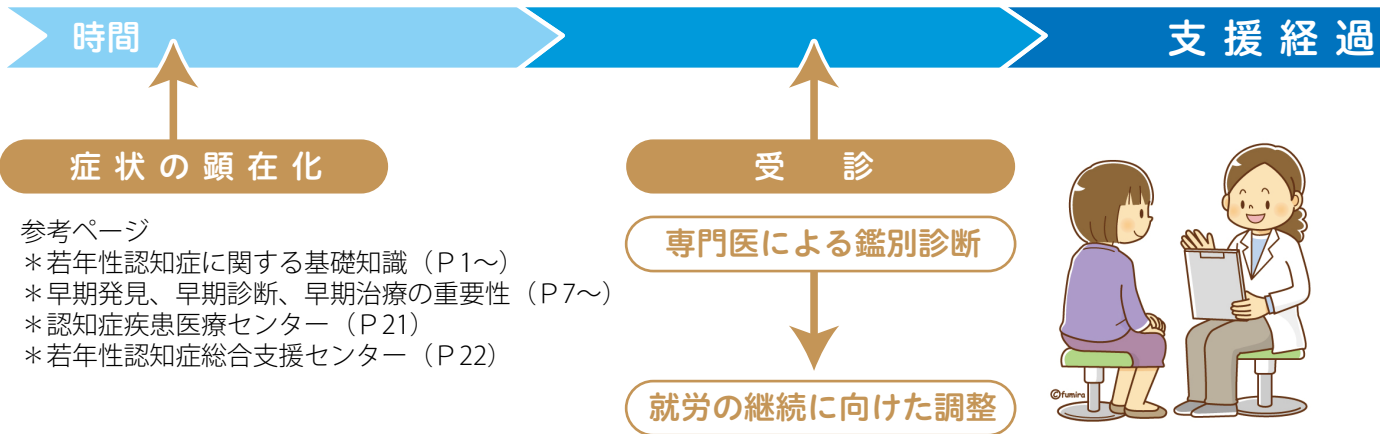
福祉サービスを利用する際に必要とされる様々な情報を提供しています。

福祉施設や事業所が提供する福祉サービスについて、第三者機関が評価した結果を見ることができます。

東京都障害者サービス情報

<https://www.shougaifukushi.metro.tokyo.lg.jp/>

障害者総合支援法に基づいて、東京都の指定を受けた事業者を検索することができます。



参考ページ

- * 若年性認知症に関する基礎知識 (P1~)
- * 早期発見、早期診断、早期治療の重要性 (P7~)
- * 認知症患者医療センター (P21)
- * 若年性認知症総合支援センター (P22)

職場の対応	<上司・同僚の対応> ・異変に気づいたら産業医や専門医療機関に繋ぐなど受診勧奨 ・若年性認知症総合支援センターへの相談
産業医等	・認知症患者医療センターなど、専門医のいる医療機関の紹介 ・本人・職場全体のケア
本人・家族の対応	・若年性認知症総合支援センターへの相談（職場との連絡調整も可） ・認知症患者医療センター(P22) など専門医への受診

職場の対応	<上司・同僚> ・診断に基づく適切な配慮と管理 <人事担当者> ・就労継続に向けた職場の後方支援 ・障害者雇用の検討	若年性認知症総合支援センターとの連携により対応
産業医	・本人・職場全体のケア	
本人・家族の対応	・職場との話し合い ・精神障害者保健福祉手帳の取得（初診日から6か月以上経過） ・自立支援医療の申請	

主な制

	就労時から利用可能な制度	
		申請窓口
企業が利用可能な制度	◆障害者雇用納付金制度 ◆公共職業安定所（ハローワーク）を中心としたチーム支援 ◆職場適応援助者（ジョブコーチ）による支援事業 ◆地域障害者職業センター ◆障害者就業・生活支援センター	東京障害者職業センター
障害福祉サービス	◆精神障害者保健福祉手帳（P50）	区市町村
介護サービス	*****	
医療費助成	◆自立支援医療（精神通院医療）（P46）	区市町村
	◆高額療養費（P49）	加入している医療保険の窓口 国民健康保険の場合は区市町村
税の控除	◆税金の控除（P51）	税務署
経済的支援	◆傷病手当金（P52）※個人事業主（国民健康保険加入者）は対象外	加入している健康保険（共済組合）の窓口又は社会保険事務所
	◆障害年金（P54）	<障害基礎年金> 区市町村 <障害厚生年金> 年金事務所
日常生活支援	*****	

※この経過はあく

受診

受診

就労から地域生活への移行期間

医療・介護等のサービスへ

職場の対応	<ul style="list-style-type: none"> ・休職制度の活用 ・傷病手当金 (P52)
本人・家族の対応	<ul style="list-style-type: none"> ・障害年金の受給 (初診から1年6か月を経過した日 (=「障害認定日」) の翌月から)

職場の対応	<ul style="list-style-type: none"> ・失業保険手続き ・健康保険切り替え 等
本人・家族の対応	<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険サービス、障害福祉サービスの申請 ・(場合により) 地域福祉権利擁護事業や、成年後見制度の利用 など ・高額療養費、医療費控除 など

若年性認知症総合支援センターが地域の医療・介護サービス等と連携して本人、家族を支援

度一覧

退職後に利用できる制度

申請窓口

* * * * *

◆障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス (P65)	区市町村
◆介護保険制度 (P67)	区市町村
◆高額介護サービス費 (P68)	区市町村
◆高額医療・高額介護合算療養費制度 (P69)	加入している医療保険の窓口 国民健康保険の場合は区市町村
◆雇用保険制度 (失業手当等) (P59)	ハローワーク
◆特別障害者手当 (P60)	区市町村
◆日常生活自立支援事業 (地域福祉権利擁護事業) (P61)	区市町村社会福祉協議会
◆成年後見制度 (P62)	区市町村、 区市町村社会福祉協議会

若年性認知症に関する基礎知識
早期発見、早期診断、早期治療の重要性
企業と雇員の連携による支援が行われた事例・行われなかった事例
早期発見、早期診断、早期治療に結びつけるために

相談窓口やインターネットサイトの紹介

就労時の支援

退職後に利用できる制度

参考資料

ここからは若年性認知症のある本人・家族・企業が利用可能な制度をまとめています。様々な社会的サポート制度がありますので、ご利用ください。なお、これは令和8年1月時点のもので、制度が変更になっている場合があります。具体的な内容については、最新のものを確認してください。

第6章 就労時の支援

第1節 就労時から利用可能な制度

1 医療費の助成

令和8年3月一部改訂

1-1 自立支援医療（精神通院医療）

障害者総合支援法（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律）に基づき、認知症を含む精神疾患及び、当該精神疾患に起因して生じた病態に対して、継続した通院医療を受ける方のための負担軽減制度です。自立支援医療を行う医療機関での通院医療費や往診、調剤、ディケア、訪問看護等の自己負担分が原則1割に軽減されます。

申請方法 詳細は下記窓口へお問い合わせください

お住まいの区市町村の窓口（P74参照）へ必要書類を提出してください

- ①自立支援医療費（精神通院）支給認定申請書
- ②自立支援医療診断書（精神通院）（申請日から3か月以内に作成されたもの）
- ③医療保険の加入関係を示す書類
（受診者及び受診者と同一の世帯に属する方の名前が記載されている医療保険被保険者証等の写し）
- ④「世帯」の所得状況等が確認できる書類（区市町村民税課税・非課税証明書等）
※区市町村窓口によっては書類を省略できる場合があります。
- ⑤マイナンバー制度の「個人番号カード」等

①及び②については、区市町村の窓口にて用紙があります
①については、福祉局のホームページよりダウンロードが可能です
<https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/shougai/nichijo/tsuuin/seishintsuuin>
②については、中部総合精神保健福祉センターのホームページよりダウンロードが可能です
https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/shisetsu/jigyosyo/chusou/jiritsushieniryu/jiritsu_iryokikan

申請に基づき、審査が行われ、認定された場合は、「自立支援医療受給者証（精神通院）」が交付されます。

自己負担額

自己負担は原則1割ですが、利用者本人の収入や「世帯」の所得等に応じて月額自己負担上限額が設定されています。

「重度かつ継続」該当について

区市町村民税課税世帯であっても、継続的に医療費の負担が発生する疾病・症状であったり、疾病等に関わらず高額な費用負担が継続したりするケースは、高額治療継続者（重度かつ継続）として利用者負担が軽減されます。認知症等の脳機能障害は、この「重度かつ継続」に該当します。一般的には、「重度かつ継続」として申請する場合には、通常の申請書類の他に、医師の意見書の提出が必要となっていますが、認知症と診断されている方は、自立支援医療診断書（精神通院）の病名欄が「認知症」となっていれば、意見書を提出をしなくても「重度かつ継続」に該当します。

東京都の医療費助成制度

東京都では、社会保険加入者、後期高齢者医療制度保険者及び国民健康保険組合加入者で、区市町村民税が非課税の世帯の方について自立支援医療費の自己負担分を助成する制度を実施しています。

また、区市町村の国民健康保険加入者については、それぞれの国民健康保険より助成を行う制度があります。詳しくは、区市町村窓口におたずねください。

精神障害者保健福祉手帳（P50）との同時申請について

精神障害者保健福祉手帳（以下「手帳」という。）との同時申請が可能です。

（手帳申請用の診断書により自立支援医療（精神通院医療）の申請が可能です。ただし、手帳申請用の診断書の作成日は、精神障害に係る初診日から6か月以上経過している必要があります。また、診断書は、指定自立支援医療機関（精神通院医療）で作成される必要があります。）

問合せ先

【窓口】
区市町村の窓口（P74）

1-2 心身障害者医療費助成制度

身体障害者手帳1級・2級（内部障害は3級も含む。）、愛の手帳1度・2度、精神障害者保健福祉手帳1級を所持している方（そのほか所得制限等の資格要件あり。）は、マル障受給者証の交付を受けることができ、医療費の自己負担分の一部が助成されます。詳しくは、区市町村窓口におたずねください。

問合せ先

【窓口】
区市町村の窓口（P74）

1-3 難病医療費助成

前頭側頭葉変性症等の難病医療費助成対象疾病の場合、申請し、認定を受けることで、対象疾病に対する医療及び介護サービスに関する費用について、医療費負担3割が2割になり、さらに医療保険自己負担分の助成を受けることができます。

主治医に相談の上、詳細は下記窓口にお問い合わせください。

問合せ先

【窓口】
区市町村の窓口（P74）

1-4 高額療養費

同じ月内の医療費の自己負担額が一定の額（自己負担限度額）を超えた時に、保険者に申請することにより、自己負担限度額を超えた額が後から支給（払い戻）されます。

限度額適用認定証

病院窓口で健康保険証利用登録を行ったマイナンバーカードを提示し、「限度額情報の表示」に同意をする、もしくは、事前に保険者へ申請し交付を受けた「限度額適用認定証」等を、病院窓口で提示すると、支払が、限度額までになります。（交付を受けていない場合は、医療保険適用後の自己負担額を支払った後、2年以内に高額療養費の申請をして、支給を受けることになります。）

（住民税非課税世帯の人は、「限度額適用・標準負担額減額認定証」）

多数回該当

過去12か月以内に3回以上、自己負担限度額に達した場合は、4回目から「多数回」該当となり自己負担限度額が下がります。

高額医療・高額介護合算療養費制度について

介護保険制度を利用している人で、医療保険と介護保険の自己負担額の合計額が一定程度を超えた場合、さらに高額医療・高額介護合算療養費制度として、支給を受けられる場合があります。（詳しくはP69に記載しています。）

問合せ先

○ **【窓口】**
○ ご加入の医療保険の窓口

2 精神障害者保健福祉手帳

認知症の場合、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けることができます。この手帳は、一定の精神障害状態であることを証明するものです。手帳を持っていることにより、様々な支援が受けられ、社会参加するための手助け、日常生活への支援が受けられます。

対象

認知症を含む精神疾患を有する人（精神保健福祉法第5条の定義による精神障害者）のうち精神障害のため長期にわたり日常生活又は社会生活への制約がある人。

※申請に基づき、審査が行われ、等級（1級～3級）が決定されれば「精神障害者保健福祉手帳」が交付されます。

留意点

初診日から6か月を経過した以降に作成された診断書（作成日が申請日から3ヶ月以内のもの）を提出する必要があります。

自立支援医療（精神通院医療）制度（P46）を同時に申請することができます。

問合せ先

【窓口】
区市町村の窓口（P74）

3 税金の控除

障害者控除

精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人は、1級で特別障害者、2・3級で障害者に当てはまり、一定の金額の所得控除を受けることができます。

また、身体障害者手帳や、「障害者控除対象者認定書」※を交付されている人も控除の対象になります。

※ 「障害者控除対象者認定書」とは

精神障害者保健福祉手帳や身体障害者手帳の交付を受けていない、65歳以上の方で、障害の程度が障害者に準ずる場合、区市町村に申請をすると「障害者控除対象者認定書」が交付されます。(介護保険申請時の書類で、認定が受けられる場合もあるので、区市町村窓口にご相談してください。)

医療費控除

本人や本人と生計をともにする配偶者・その他親族のために支払った医療費から保険金などで補てんされる金額を差し引いた額が、1月1日から12月31日の1年間で、一定額以上になる場合は、確定申告により、所得控除されます。ただし、200万円までを限度とします。

問合せ先

【窓口】

- 所得税・・・管轄の税務署
- 住民税・・・区市町村 (P74) の住民税担当

4 傷病手当金

令和8年3月一部改訂

病気やケガのため仕事ができなくなった健康保険組合又は共済組合等の被保険者とその家族の生活保障をしてくれる制度です。病気やケガによって事業主から十分な報酬が受けられない場合に健康保険から支給される給付金のひとつです。

なお、国民健康保険（自営業の人など）には傷病手当金の制度はありません。

傷病手当金が支給される要件

下記の要件を満たした場合に支給されます。

- ① 病気やケガ（業務外の病気やケガであること）の療養のため「労務不能」の状態であること
- ② 「労務不能」の日が継続して3日間あること
この3日間を「待期期間」と呼び、その日には土曜日・日曜日・祝日を含みます。
ただし、「待期期間」中は、傷病手当金を受給できません。
- ③ 労務不能4日目以降、給料を支給されていないこと
- ④ 「全国保険協会（協会けんぽ）」「健康保険組合」等の被保険者であること

1日当たりの支給額

[支給開始日以前の継続した12カ月間の各月の標準報酬月額を平均した額÷30日]の三分の二相当額です。

支給期間

支給開始した日から通算して1年6か月です。

※資格喪失後（退職後）の継続給付について

被保険者資格喪失日の前日（退職日）までに被保険者期間が継続して1年以上あり、退職の時点で傷病手当金の支給を受けているか、もしくは受給資格を満たしていれば、退職後も引き続き傷病手当金の支給を受けることができます。

注意点

* 以下の場合、支給日額が傷病手当金の日額より少ない場合のみ、その差額が支給されます。

- ① 給料が支給された場合
- ② 同一の疾病により、障害厚生年金（P54）を受けている場合
（同一の傷病による国民年金の障害基礎年金を受ける時は、その合算額）
- ③ 退職後、老齢厚生年金や老齢基礎年金又は退職共済年金などを受けている場合
（複数の老齢給付を受けるときは、その合算額）

* 傷病手当金を受給している場合は、雇用保険（P59）の基本手当（失業等給付）等は受給できません。退職後に傷病手当金を継続受給する人は、雇用保険給付の受給期間延長の手続きを取るようにした方が良いでしょう。

問合せ先

【窓口】

加入している協会けんぽ支部または健康保険組合

5 障害年金

令和8年3月一部改訂

病気やケガによって生活や仕事などが制限されるようになった場合（一定の障害基準）に、現役世代の方も含めて、年金を受け取ることが出来ます。但し、年金の納付状況などの条件が設けられています。障害基準・納付条件等は下記窓口にご確認ください。

申請時期

初診日（初めて医師の診療を受けた日）から1年6か月を経過した日、あるいはその後に障害が一定の基準以上になった時、または、1年6か月以内でも症状が固定した日

申請窓口

申請窓口

区分	国民年金	厚生年金保険
対象者	自営業・サラリーマンの妻など	会社員・公務員など
窓口	区市町村担当課 または年金事務所	年金事務所 公務員は各共済組合

問合せ先

【窓口】

- 障害基礎年金は区市町村（P74）の障害年金担当
- 障害厚生年金は年金事務所・各共済組合

第2節 企業が利用可能な制度

平成30年度から民間企業に働く障害者の割合(障害者雇用率)が、2%以上から 精神障害者も対象となり、2.2%に引き上げられ、令和6年4月にさらに、2.5%に引き上げられました。

1 障害者雇用納付金制度

令和8年3月一部改訂

納付金制度とは、常時雇用している労働者数が100人を超える企業を対象に雇用率未達成な場合、月に不足人数×5万円支払う制度ですが、法定雇用率を上回ると月に人数×2万9千円が支給されます。

100人以下でも各月毎の常用雇用労働者数に4%を乗じて得た数の年度間合計数もしくは72人以上多く雇用している場合、月に障害者雇用人数×2万1千円が支給される。

在宅就業障害者特例調整金

在宅就業障害者等に仕事を発注した納付金申告事業主の申請に基づき、支払った業務の対価に応じた額を支給します。

在宅就業障害者特例報奨金

在宅就業障害者等に仕事を発注した報奨金申請事業主の申請に基づき、支払った業務の対価に応じた額を支給します。

障害者雇用納付金制度に基づく助成金

障害者を新たに雇い入れたり、障害者の雇用を継続するために、障害に配慮した職場環境を整備したり、職場への適応や仕事の習熟のためのきめ細かい指導を行うなど、適切な雇用管理をするための費用の一部を予算の範囲内で助成しています。

2 若年性認知症のある方を雇用する上での支援サービス

令和8年3月
一部改訂

若年性認知症総合支援センター(第5章1「都の相談窓口(P22)」)以外に、事業主が若年性認知症のある方を雇用する上での支援サービスがあります。詳細は厚生労働省・都道府県労働局・ハローワークが発出しているリーフレット(次ページ)をご覧ください。

若年性認知症を発症した社員を雇用する、または雇用しようとしている事業主の皆さまへ

事業主が若年性認知症の方を雇用する上での支援サービスがあります！

若年性認知症といっても、人によってその症状、進行はさまざまです。

若年性認知症の発症と同時に就労が困難になるわけではないので、支援機関や支援制度を活用したり、症状に応じた職務内容の変更や配置転換を行うなどの取り組みで、若年性認知症の方の雇用継続の可能性は広がります。

ハローワークなど全国の支援機関では、若年性認知症の方の就労に伴い、助成金の支給や相談窓口の設置など、各種支援サービスをご用意しています。

事業主の皆さまは、若年性認知症に関する理解を深め、支援機関と連携して、若年性認知症の方の雇用継続をはじめとする就労支援サービスをご利用ください。

若年性認知症を正しく理解しましょう

若年性認知症とは、65歳未満に発症する認知症をいいます。

若年性認知症の推定発症年齢の平均は51歳程度と働き盛りの年代であることから、本人や家族の問題だけでなく、就労などの社会的な問題が発生します。*

若年性認知症の症状には、直前のことを忘れてしまう記憶障害や抑うつなどがあるため、発症後の早い段階で適切な支援につなげることが重要です。

※ 厚生労働省「若年性認知症の実態と対応の基盤整備に関する研究」(平成21年3月)

雇用事例

事例1:配置転換により雇用継続された例

高校卒業後、長年自動車販売会社営業職として勤務してきた男性。40歳になった頃より、「顧客の顔が覚えられない」「道に迷う」等が見られるようになり、精神科を受診するが改善が見られなかった。その後、意識障害が生じたことから総合病院を受診したところ、若年性アルツハイマー型認知症の疑いと診断を受ける。

診断を受けたことで繋がりを持った若年性認知症家族会からの勧めもあり、高次脳機能障害支援拠点病院と地域障害者職業センターの支援により、記憶障害の補完方法を習得するとともに職場にも症状を踏まえた職業生活の見直しを相談し、洗車業務担当へ配置転換がなされ雇用継続に至った。

事例2:就労支援機関と相談、ジョブコーチ支援を利用し再就職した例

長年、介護職やケアマネージャーとして働いてきた61歳、女性。「何度も同じことを言う」「同じ書類を作る」等の行動が見られ、本人も物忘れを自覚したことから認知症専門クリニックを受診し診断を受ける。治療を受けながら雇用継続について職場と相談するが不調。

退職後、ハローワーク、地域障害者職業センターと相談し、「仕事内容を絞り込み、手順の確認をきちんと行えば、できる仕事はある」と自信を得て再就職活動を進めた。障害を開示の上、ジョブコーチ支援事業を活用し、清掃・シーツ交換等の介護補助作業での再就職に至った。



【出典】若年性認知症を発症した人の就労継続のために (独)高齢・障害・求職者雇用支援機構
<https://www.nivr.jeed.go.jp/research/kyouzai/p8ocur000000xio-att/kyouzai50.pdf>

若年性認知症の方の就労に伴うサポートは、都道府県労働局やハローワーク、地域障害者職業センター、障害者就業・生活支援センターなどの各種支援機関で実施しています。ぜひ、ご相談ください。

各種就労支援サービスなどは裏面へ

 厚生労働省 都道府県労働局 ハローワーク

LL070221障01

若年性認知症の方の就労に伴う各種支援サービスなど

法定雇用率へのカウント(※障害者手帳取得者)

障害者手帳を取得されている方は障害者の法定雇用率制度の対象です。

各種助成金の活用(※障害者手帳取得者など)

障害者の雇入れや職場定着に取り組む事業主に対する各種助成金があります。

相談窓口

<p>都道府県労働局</p> <p>https://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/index.html</p> 	<p>公共職業安定所(ハローワーク)</p> <p>https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/hellowork.html</p> 
--	---

事業主が、障害のある方を雇用するために、職場の施設・設備の設置または整備や適切な雇用管理を図るための特別な措置を行った場合、事業主に対して助成します(※障害者手帳取得者)。

※問い合わせ先は都道府県支部高齢・障害者業務課(東京・大阪は高齢・障害者窓口サービス課)

※ 若年性認知症と診断された方は、「精神障害者保健福祉手帳」の交付対象です。また、原因疾患により身体に障害のある方は「身体障害者手帳」の交付対象にもなります。ただし、精神障害者保健福祉手帳、身体障害者手帳の交付は、個々の障害の状態などによって判断されるため、申請すれば必ず交付されるものではないことにご留意ください。

相談窓口

(独) 高齢・障害・求職者雇用支援機構
都道府県支部一覧

<https://www.jeed.go.jp/location/shibu/>



公共職業安定所(ハローワーク)を中心としたチーム支援

ハローワークが中心となって、地域障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター、医療機関、福祉機関など地域の支援機関が連携し、若年性認知症の方の就職から職場定着までの一貫した支援を実施します。

相談窓口

公共職業安定所(ハローワーク)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/hellowork.html



職場適応援助者(ジョブコーチ)による支援事業

ジョブコーチが職場に出向き、きめ細かな人的支援を行います。障害者本人に対して、職場に適應するための作業やコミュニケーションに関する支援を行うとともに、事業主や職場の上司、同僚に対して、対象障害者との関わり方や作業指導の方法に関する助言、障害の理解についての啓発を行います。また、必要に応じて職務や職場環境の改善を提案します。

相談窓口

地域障害者職業センター

<https://www.jeed.go.jp/location/chiiki/>



地域障害者職業センター

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構により、各都道府県に1か所(+5か所の支所)設置されています。ハローワークや地域の就労支援機関と連携して、障害者や事業主に対して専門的な職業リハビリテーションサービスを提供しています。

相談窓口

地域障害者職業センター

<https://www.jeed.go.jp/location/chiiki/>



障害者就業・生活支援センター

就職や職場への定着に当たって就業面や生活面の支援を必要とする障害者が対象。身近な地域で雇用、保健福祉、教育などの関係機関との連携拠点として連絡調整などを行いながら、就業やこれに伴う日常生活、社会生活上の相談・支援を一体的に行います(都道府県知事が指定する社会福祉法人などが運営しています)。

相談窓口

障害者就業・生活支援センター一覧

<https://www.mhlw.go.jp/content/11704000/0001242595.pdf>



出典：「事業主が若年性認知症の方を雇用する上での支援サービスがあります！」
(厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク) より

3 参考資料・窓口

令和8年3月一部改訂

東京都 TOKYOはたらくネット ハンドブック

<https://www.hataraku.metro.tokyo.lg.jp/shogai/shien/koyouhandbook/>
障害者雇用促進ハンドブック

厚生労働省 リーフレット

<https://www.mhlw.go.jp/content/001419715.pdf>
事業主が若年性認知症の方を雇用する上での支援サービスがあります！

【問い合わせ窓口】

独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構

URL (HP) : <https://www.jeed.go.jp/>

独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構 東京支部

TEL : 03-5638-2284

厚生労働省 手引き

<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001594454.pdf>
若年性認知症における治療と仕事の両立に関する手引き

第7章 退職後に利用できる制度

1 雇用保険制度

令和8年3月一部改訂

失業等給付が支給される時

雇用保険の失業等給付とは、労働者が失業したときや、雇用の継続が困難となる事由が生じたとき、あるいは職業に関する教育訓練を受けたときなどに、国が必要な給付を行う制度です。

失業等給付の目的は、労働者がなんらかの理由で失業に陥った時に、再就職までの生活を安定させ、就職活動を円滑に行えるよう支援することです。そのため、再就職が前提であり、再就職の意志がない場合は保険給付を受けることはできません。

失業等給付のうち、最も基本となるのが基本手当（いわゆる失業手当）です。

雇用保険は、雇用保険法に定められた雇用保険事業（失業等給付と二事業（雇用安定事業・能力開発事業））を行うために国が運営する雇用に関する総合的機能を有する保険の制度です。

雇用保険は失業者への給付だけでなく、失業の予防や雇用状態の是正、雇用機会の増大、労働者の能力開発・向上など、労働者の福祉の増進を図る役目を担っています。

基本手当の受給資格

- ① 失業していること（離職し、就職しようとする意志といつでも就職できる能力があるにもかかわらず職に就けず、積極的に求職活動を行っている状態にあること）。
- ② 離職の日以前に2年間に雇用保険の被保険者期間が通算して12か月以上あること（※離職理由により必要な被保険者期間が異なります）。

雇用保険の基本手当を受給するには、居住所を管轄するハローワーク（公共職業安定所）に求職の申込みをして、受給資格者であることを確認、決定されなければなりません。

その後、原則として4週間に1回、ハローワークに来所して失業の認定を受ける必要があります。

問合せ先

○ 【窓口】
公共職業安定所（ハローワーク） ○

2 特別障害者手当

令和8年3月一部改訂

身体又は精神に著しい障害を有するため、日常生活において常時特別の介護を必要とする状態にある在宅の20歳以上の人に対して、一定額が支給されます。重症度にもよりますが、若年性認知症の方であれば申請可能です。

対象者

精神又は身体に著しく重度の障害を有するため、日常生活において常時特別の介護を必要とする状態にある在宅の20歳以上の方（詳細は窓口へお問い合わせください。）

<申請できない人>

- ① 病院又は診療所に継続して3か月を超えて入院している方
- ② 施設等に入所している方
- ③ 20歳未満の方

問合せ先

- **【窓口】**
各区市町村（P74）の担当窓口

3 日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）

認知症や知的障害、精神障害などにより判断能力が十分でない人を対象に、本人との契約に基づき、福祉サービスの利用援助を基本として日常的な金銭管理などの支援を行います。

対象者

判断能力が十分でないため、日常生活を営む上で必要な福祉サービス等を自己の判断で適切に選択・利用することが困難な方。ただし、本事業の内容を理解し、契約を締結する能力があることが必要となります。（契約締結能力の有無については、専門員が本人の自宅等を訪問し、直接面接してお話を伺う中で確認を行いますので、まずは地域の社会福祉協議会等の窓口にご相談してください。）

支援内容

① 福祉サービスの利用援助

福祉サービスの利用方法や手続に関する相談、利用料の支払いをお手伝いします。

② 日常的な金銭管理サービス

日常生活に必要な預貯金の払い戻しや預入れ、公共料金等の支払いをお手伝いします。

③ 書類等預かりサービス

通帳や権利書、実印など、日ごろ使わない大切な書類等をお預かりします。

問合せ

○ **【窓口】**
各区市町村の社会福祉協議会等

認知症、知的障害、精神障害などによって物事を判断する能力が十分ではない方（ここでは「本人」といいます。）について、本人の権利を守る援助者（「成年後見人」等）を選ぶことで、本人を法的に支援する制度です。

4 成年後見制度

令和8年3月一部改訂

(1) 法定後見制度（判断能力が不十分になってから）

家庭裁判所によって選ばれた成年後見人等（成年後見人、保佐人、補助人）が、本人の利益を考えながら、本人に代わって契約などの法律行為をしたり〔代理権〕、本人が自分で法律行為をするときに同意を与えたり〔同意権〕、本人が成年後見人等の同意を得ないでした不利益な法律行為を後から取り消したりすること〔取消権〕により、本人を保護・支援します。

申立て

本人の住所地の家庭裁判所へ、本人・配偶者・四親等内の親族・検察官などが申立てできます。その他に区市町村長（身寄りがない場合等）が申し立てることもできます。申立てから開始までの期間は、通常のケースでおおよそ2～3か月程度です。

成年後見人等の権限と職務

本人の判断能力の程度によって、3類型に分かれます。

〔後見〕判断能力を欠くのが通常の状態

成年後見人には、財産に関する法律行為について包括的な〔代理権〕が与えられています。また、本人のなした行為についての〔取消権〕を有しています。

※ただし、「日用品（食品や衣料品等）の購入その他日常生活に関する行為」については、取消しの対象となりません。

成年後見人は、生活・療養看護及び財産の管理を行うに当たっては、本人の意思を尊重し、かつ、本人の心身の状態及び生活の状況に配慮しなければならないと規定されています。具体的には医療に関する契約、施設への入所契約、介護に関する契約等生活、療養看護に関する事項です。

〔保佐〕判断能力が著しく不十分

保佐人は、特定の事項（※1）について〔同意権〕と〔取消権〕が与えられています。ただし、「日用品の購入その他日常生活に関する行為」については、保佐人の同意は必要なく、取消しの対象にもなりません。

また、保佐人の同意権・取消権の範囲を広げたり、当事者が申立てにより選択した**特定の法律行為（※2）**について保佐人に代理権を与えることもできます。

【補助】判断能力が不十分

当事者の申立て（本人以外の者の申立ての場合、本人の同意が要件）により選択した、**特定の事項（※1）**の一部について、補助人に同意権・取消権を与えることができます。ただし、「日用品の購入その他日常生活に関する行為」については、補助人の同意は必要なく、取消しの対象にもなりません。

また、**特定の法律行為（※2）**について、補助人に代理権を与えることができます。

※1 特定の事項

民法13条1項に掲げられている借金、訴訟行為、相続の承認や放棄、新築や増改築などの事項をいいます。

※2 特定の法律行為

代理権付与の対象となる法律行為には法律上の制約はありません。

例：預金の管理、不動産等の重要な財産の処分、遺産分割協議等財産管理に関する法律行為や、介護契約、入院等の医療契約、施設入所契約等身上監護に関する法律行為が含まれます。

下記の事項は、後見人の職務外のこととされており、包括的代理権を有している成年後見人であっても、行うことができません。

- 離婚結婚養子縁組等
- 手術や麻酔注射などの医療行為の同意
- 身元引受人、身元保証人

費用

- 申立手数料 1件につき800円の収入印紙
 - ※ 補助や保佐において、代理権や同意権を付与する審判を同時に申し立てる場合には、これらの申立てそれぞれにつき収入印紙800円が必要になります。
- 登記手数料 2,600円の収入印紙
- 郵便切手
- 鑑定料 個々のケースにより異なりますが、ほとんどの場合は10万円以下です。
 - ※「後見」と「保佐」では、必要なきには、本人の判断能力の程度を医学的に十分確認するため、医師による鑑定を行います。ただし、診断書がある場合など、鑑定を行わない事案も多くあります。
- 成年後見人等に対する報酬は、家庭裁判所が公正な立場から金額を決定した上で、本人の財産の中から支払われます。具体的には、成年後見人等として働いた期間、本人の財産の額や内容、成年後見人等の行った事務の内容などを考慮して決定します。
- 費用について不安のある方は、申立等に要する経費や成年後見人等の報酬の助成事業を行っている区市町村もありますので、相談窓口（P74）に相談してみましょう。

(2) 任意後見制度（判断能力が不十分になる前に）

任意後見制度は、本人に十分な判断能力があるうちに、将来、判断能力が不十分な状態になった場合に備えて、あらかじめ自らが選んだ代理人（任意後見人）に、自分の生活、療養看護や財産管理に関する事務について代理権を与える契約（任意後見契約）を、公証人の作成する公正証書によって結んでおくものです。

契約締結から後見開始まで

- ①判断能力が十分ある状態の時に、本人があらかじめ「任意後見人」を選び、公証人役場で公正証書により「任意後見契約」を結んでおきます。
- ②本人の判断能力が低下した時に、本人、配偶者、四親等以内の親族、任意後見受任者が家庭裁判所に申立てを行います。
- ③家庭裁判所が「任意後見監督人」を選任して初めて、任意後見契約の効力が生じ、「任意後見人」は、「任意後見監督人」の監督のもとで、本人の支援を行います。

任意後見人の行う事務

任意後見人の事務は、個別具体的な必要性に応じて本人と任意後見人受任者との契約で定められるものです。

本人が任意後見人に代理権を授与する対象となる法律行為には、財産管理に関する法律行為（預金の管理、不動産等の重要な財産の処分、遺産分割協議等）と、日常生活や療養看護等の身上監護に関する法律行為（介護契約、入院等の医療契約、施設入所契約等）があります。

費用

費用は、公正証書作成手数料他で、約2万円程度です。

また、任意後見人の報酬額は、あらかじめ任意後見契約において決めておきます。

任意後見監督人の報酬は、家庭裁判所が公正な立場から金額を決定した上で、本人の財産の中から支払われます。

問合せ先

【窓口】

- 区市町村（P74）の成年後見担当窓口
- 各区市町村の社会福祉協議会 など

5 障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス

令和8年3月
一部改訂

障害者総合支援法に基づく福祉サービスは、個別に支給決定を受けられる「障害福祉サービス」と、区市町村の創意工夫により柔軟に実施できる「地域生活支援事業」に大別されます。

なお、サービスの利用に当たっては、居住地の区市町村よりサービス支給決定を受ける必要があります。

介護保険サービスを利用できない40歳未満の人や介護保険サービスに相当するものがないサービスを利用する場合等に有効です。

サービス内容

「障害福祉サービス」は、介護の支援を受ける場合には「介護給付」、訓練等の支援を受ける場合には「訓練等給付」に位置付けられます。

また、地域生活へ移行・定着を支援する「地域相談支援給付」及びサービス等の利用・継続を支援する「計画相談支援給付」があります。

「地域生活支援事業」は、事業内容や利用者負担が、区市町村ごとに異なります。

利用手続

サービスの利用を希望する方は、区市町村の窓口申請し障害程度区分について認定を受けます。

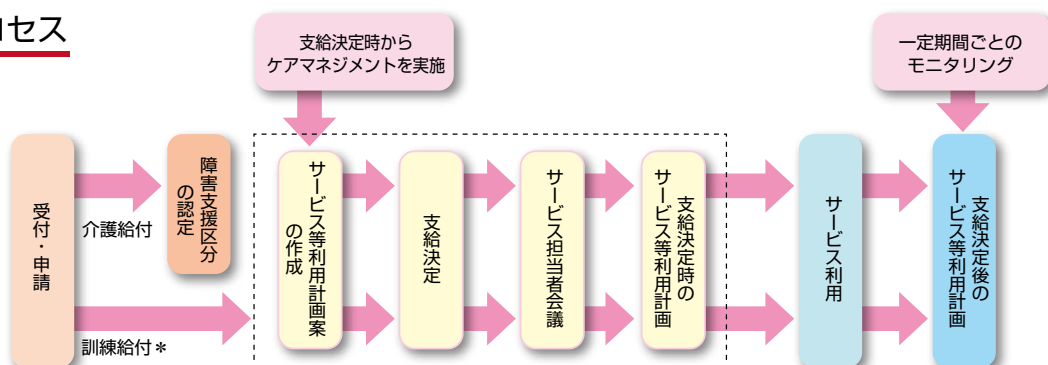
区市町村はサービスの利用の申請をした方（利用者）に、「指定特定相談支援事業者」が作成（申請者が希望する場合、又は身近な地域に指定特定相談支援事業所等がない場合は利用者自身が作成することも可能。）する「サービス等利用計画案」の提出を求めます。

利用者は「サービス等利用計画案」を「指定特定相談支援事業者」で作成し、区市町村に提出します。区市町村は、提出された計画案や勘案すべき事項をふまえ、支給決定します。

「指定特定相談支援事業者」は、支給決定された後にサービス担当者会議を開催し、サービス事業者等との連絡調整を行い、実際に利用する「サービス等利用計画」を作成します。その後サービス利用が開始されます。

なお、介護保険制度のサービスを利用する場合については、障害福祉サービス固有のサービスを利用する場合で、区市町村が認める場合のみサービス等利用計画を作成します。

支給決定プロセス



※共同生活援助利用申請で一定の場合には区分の認定が必要です。

介護保険サービスとの関係

サービス利用に際し、障害福祉サービスに相当する介護保険サービスがある場合、基本的には介護保険サービスが優先されます。しかし、障害福祉サービス固有のサービス（同行援護、行動援護、自立訓練（生活支援）、就労選択支援、就労移行支援、就労継続支援等）を利用する場合や、利用可能な介護保険サービスを提供する事業者が近隣にない場合等については、区市町村が認めた範囲内で障害福祉サービスを利用することができます。

なお、既に介護保険サービスを利用している方についても、障害の程度等により障害福祉サービスを併せて利用することができます場合がありますので、詳しくは居住地の区市町村までお問い合わせください。

問合せ先

【窓口】

- 区市町村（P74）の障害者総合支援法による障害福祉サービス担当 ○

6 介護保険制度

介護保険制度は、加齢に伴う病気などにより介護を必要とする状態になっても、尊厳を保持し、できる限り自立した日常生活を送れるよう、利用者の選択に基づいて、必要なサービスを総合的かつ一体的に提供する仕組みです。

介護保険のサービスを利用する場合は、各区市町村に要介護（要支援）認定を申請し、認定を受けた後、介護支援専門員（ケアマネジャー）等と相談して作成するケアプランに基づきサービスを利用します。

40歳以上で、介護保険法において特定疾病として定められている認知症（初老期における認知症）であれば、若年性認知症のある人も要介護（要支援）認定を申請できます。

対象者

寝たきりや認知症等で常時介護を必要とする状態（要介護者）や、日常生活を営むのに支障がある状態（要支援者）になった場合に介護サービスを受けることができます。40歳以上65歳未満の第2号被保険者は、老化に伴う16種類の病気（特定疾患）が原因疾患である場合に限られます。

申請から利用まで

① 申請

本人や家族が、直接、お住まいの区市町村又は地域包括支援センターへ申請します。

② 訪問調査

申請を受けた区市町村は、認定調査員による家庭等の訪問を実施し、心身の状態や日常生活の状況等について、聞き取り調査を行います。

③ 結果通知

区市町村は、一次判定・二次判定の結果に基づき、要介護（要支援）認定区分等を決定し、申請者へ通知します。

④ ケアプランの作成

申請者は、介護支援専門員（ケアマネジャー）とともに介護や支援の必要性に応じてサービスを組み合わせたケアプランを作成します（ケアプランは自分で作成することも可能です）。

⑤ サービスの利用

ケアプランに基づき、サービス提供事業者と契約を結び、サービスを利用します。

問合せ先

【窓口】

区市町村（P74）の介護保険担当

7 高額介護サービス費

介護同一世帯で、同じ月内の介護保険サービス利用者負担（1割または2割負担）が一定の額（利用者負担上限額）を超えた時に、区市町村に申請することにより、その超えた分に相当する金額が払い戻されます。利用できれば経済的負担が軽減できますので、介護保険サービス申請時に確認してください。

高額医療・高額介護合算療養費制度について

1年間の医療保険と介護保険の自己負担額の合計額が著しく高額になった場合、さらに一定の額が「高額医療・高額介護合算療養費制度」により、支給されます。
(詳しくはP69に記載しています。)

問合せ先

- **【窓口】**
区市町村（P74）の介護保険担当

8

高額医療・高額介護合算療養費制度

令和8年3月一部改訂

世帯内の同一の医療保険の加入の人について、1年間（8月1日から翌年7月31日まで）に「医療保険」と「介護保険」の両方に自己負担があり、その自己負担の合計が「高額医療・高額介護合算療養費制度」の自己負担限度額を超えた場合、申請によって、自己負担限度額を超えた金額が支給されます。

支給申請の流れ

① 介護保険に申請します

介護保険者（区市町村）に申請します。申請後「介護自己負担額証明書」が交付されます。

② 医療保険に申請します

①の「介護自己負担額証明書」を添付して、医療保険者へ申請します。

③ 支給額の決定

医療保険と介護保険からの支給額が算定され、それぞれから支払われます。

区市町村が運営する国民健康保険または後期高齢者医療制度に加入している人は、①と②を1か所の窓口でまとめて行うことができる場合があるので、確認してください。

問合せ先

【窓口】

- 加入している医療保険の窓口及び居住地の区市町村（P74）の介護保険担当 ○

9 その他の制度

令和8年3月一部改訂

就労支援

東京障害者職業センターは、ハローワーク（公共職業安定所）や関係機関と連携しながら、障害のある方や事業主に対し、下記のようなサービスを提供しています。

- * 安定した職業生活に向けた職業相談・職業評価
- * 就職に向けた準備を整えるための職業準備支援
- * 職場適応のためのジョブコーチの派遣
- * 休職中の方を対象とする職場復帰支援（リワーク）
- * 事業主に対する障害者の雇用に関する相談・支援、職業リハビリテーション推進フォーラム

<窓口>

相談は予約制のため、事前に連絡をしてください。（受付時間 平日9時～17時）

- * 東京障害者職業センター
台東区東上野4-27-3 上野トーセイビル3F
TEL：03-6673-3938
- * 東京障害者職業センター多摩支所
立川市曙町2-38-5 立川ビジネスセンタービル5F
TEL：042-529-3341

国民健康保険料（税）の軽減

倒産や解雇や雇い止めなどにより離職した方は、国民健康保険料（税）が軽減される場合があります。要件等についてはお住まいの区市町村の国民健康保険担当窓口へお問い合わせください。また、軽減を受けるには区市町村への届出が必要となります。

<窓口> 区市町村（P74）の国民健康保険担当

国民年金保険料の法定免除

障害基礎年金ならびに被用者年金1・2級の受給者は、保険料が免除されます。

<窓口> 区市町村（P74）の国民年金担当

生命保険の高度障害認定・住宅ローン免除

生命保険を契約している場合、約款に定められた所定の「高度障害状態」になると、高度障害保険金を請求できます。ただし、要件は非常に厳しく、「高度障害状態」に該当すると認められるのは難しいのが現状です。障害が重度の場合は、該当するかどうか、生命保険会社に確認してください。

住宅ローンを契約している場合は、ローンを組む金融機関で「団体信用生命保険」の加入を条件にしていることが多いので、確認してください。「高度障害状態」に該当すると認められれば、ローンの残債務が弁済されます。

生活保護制度

生活保護は、国民に憲法 25 条の定める「健康で文化的な最低限度の生活」を保障する制度です。働き手の病気や怪我、そのほかさまざまな事情で暮らしに困っている方に、国が定める最低限度の生活を保障するとともに、自分の力で生活できるように援助することを目的としています。

生活保護は 8 つの扶助に分かれており、この中で保護の対象となる世帯が必要とするものが支給されます。

- ①生活扶助 ②教育扶助 ③住宅扶助 ④医療扶助 ⑤介護扶助 ⑥出産扶助 ⑦生業扶助
⑧葬祭扶助

<窓口> 区市町村（P74）の生活保護担当

介護休業（介護する家族のための制度）

労働者は、仕事と家族の介護を両立できる働き方を実現するため、育児・介護休業法により介護休業を取得できます。この制度を利用して、家族の介護のために退職することを避けることを検討してください。

配偶者・父母・子・孫・配偶者の父母など、同居し、かつ、扶養している家族の介護をするときに利用できます。

介護対象者 1 人について休業期間は 93 日が限度です。介護休業の取得を理由とする解雇等は禁止されています。介護休業を取得した場合、「介護休業給付金」の支給を受けることができます。

なお、企業によっては「介護時短制度」などの独自の制度を設けているところもあります。就業規則で確認してください。

若年性認知症に関する
基礎知識

早期発見、早期診断、
早期治療の重要性

企業と医療の連携による支援が
行われた事例・行われなかった事例

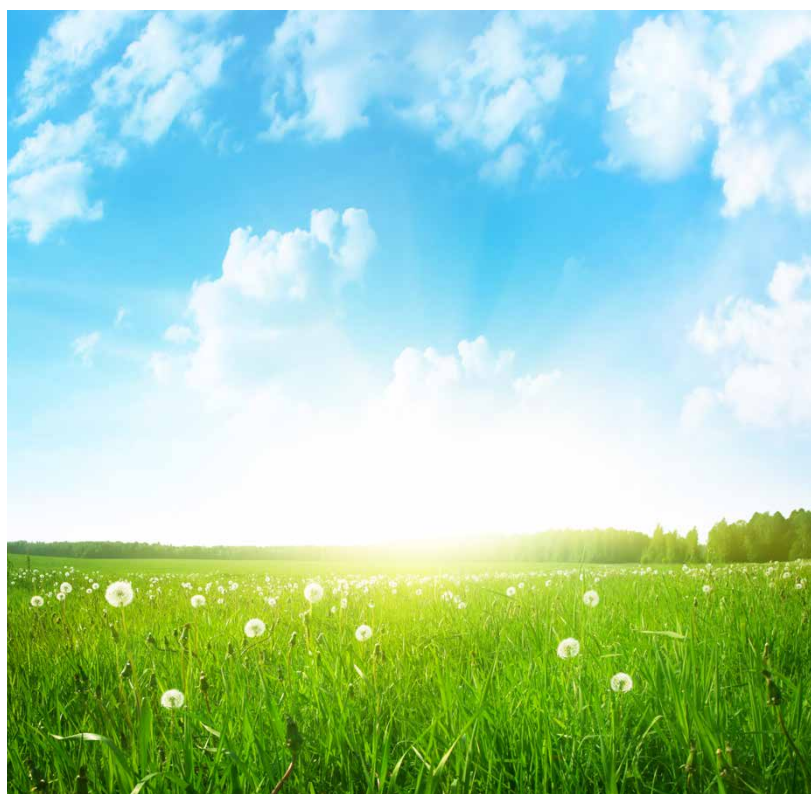
早期発見、早期診断、
早期治療に結び付けるために

相談窓口や
インターネットサイトの紹介

就労時の支援

退職後に利用できる制度

参考資料



都内相談窓口一覧

1 区市町村相談窓口

令和8年3月一部改訂

区市役所・町村役場（代表電話番号）

制度名を伝えて、各制度担当へ電話をつないでもらってください。

【就労時から利用可能な制度】

- 自立支援医療（精神通院医療）（詳細はP46）
- 心身障害者医療費助成制度（詳細はP48）
- 難病医療費助成（詳細はP48）
- 高額療養費（国民健康保険の場合）（詳細はP49）
- 精神障害者保健福祉手帳（詳細はP50）
- 税金（住民税）の控除（詳細はP51）
- 障害基礎年金（詳細はP54）

【退職後に利用できる制度】

- 特別障害者手当（詳細はP60）
- 成年後見制度（詳細はP62）
- 障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス（詳細はP65）
- 介護保険制度（詳細はP67）
- 高額介護サービス費（詳細はP68）
- 高額医療・高額介護合算療養費制度（詳細はP69）

千代田区	03-3264-2111
中央区	03-3543-0211
港区	03-3578-2111
新宿区	03-3209-1111
文京区	03-3812-7111
台東区	03-5246-1111
墨田区	03-5608-1111
江東区	03-3647-9111
品川区	03-3777-1111
目黒区	03-3715-1111
大田区	03-5744-1111
世田谷区	03-5432-1111
渋谷区	03-3463-1211
中野区	03-3389-1111
杉並区	03-3312-2111
豊島区	03-3981-1111
北区	03-3908-1111
荒川区	03-3802-3111
板橋区	03-3964-1111
練馬区	03-3993-1111
足立区	03-3880-5111
葛飾区	03-3695-1111
江戸川区	03-3652-1151

八王子市	042-626-3111
立川市	042-523-2111
武蔵野市	0422-51-5131
三鷹市	0422-45-1151
青梅市	0428-22-1111
府中市	042-364-4111
昭島市	042-544-5111

調布市	042-481-7111
町田市	042-722-3111
小金井市	042-383-1111
小平市	042-341-1211
日野市	042-585-1111
東村山市	042-393-5111
国分寺市	042-325-0111
国立市	042-576-2111
福生市	042-551-1511
狛江市	03-3430-1111
東大和市	042-563-2111
清瀬市	042-492-5111
東久留米市	042-470-7777
武蔵村山市	042-565-1111
多摩市	042-375-8111
稲城市	042-378-2111
羽村市	042-555-1111
あきる野市	042-558-1111
西東京市	042-464-1311
瑞穂町	042-557-0501
日の出町	042-597-0511
檜原村	042-598-1011
奥多摩町	0428-83-2111
大島町	04992-2-1443
利島村	04992-9-0011
新島村	04992-5-0240
神津島村	04992-8-0011
三宅村	04994-5-0981
御蔵島村	04994-8-2121
八丈町	04996-2-1121
青ヶ島村	04996-9-0111
小笠原村	04998-2-3111

2 認知症疾患医療センター

令和8年3月一部改訂

※認知症疾患医療センターの詳細は（P21）をご参照ください。

■地域拠点型

病院名	住所	相談窓口 電話番号	担当地域
順天堂大学医学部附属順天堂医院	文京区本郷3-1-3	03-5684-8577	千代田区、中央区、港区、文京区、台東区
東京都立荏原病院	大田区東雪谷4-5-10	03-5734-7028	品川区、大田区
東京都立松沢病院	世田谷区上北沢2-1-1	03-3303-7211（代表）	目黒区、世田谷区、渋谷区
浴風会病院	杉並区高井戸西1-12-1	03-5336-7790	新宿区、中野区、杉並区
東京都健康長寿医療センター	板橋区栄町35-2	03-3964-1141（代表）	豊島区、北区、板橋区、練馬区
大内病院	足立区西新井5-41-1	03-5691-0592	荒川区、足立区、葛飾区
順天堂大学医学部附属 順天堂東京江東高齢者医療センター	江東区新砂3-3-20	03-5632-3180	墨田区、江東区、江戸川区
青梅成木台病院	青梅市成木1-447	0428-74-9933	青梅市、福生市、羽村市、 あきる野市、瑞穂町、日の出町、 檜原村、奥多摩町
平川病院	八王子市美山町1076	042-651-3132	八王子市、町田市、日野市、 多摩市、稲城市
国家公務員共済組合連合会 立川病院	立川市錦町4-2-22	0120-766-613	立川市、昭島市、国分寺市、国立市、 東大和市、武蔵村山市
杏林大学医学部付属病院	三鷹市新川6-20-2	0422-44-0634	武蔵野市、三鷹市、府中市、 調布市、小金井市、狛江市
山田病院	西東京市南町3-4-10	042-461-0622	小平市、東村山市、清瀬市、 東久留米市、西東京市

■地域連携型

病院名	住所	相談窓口 電話番号	担当地域
三井記念病院	千代田区神田和泉町1	03-3862-9133	千代田区
聖路加国際病院	中央区明石町9-1	03-5962-7227	中央区
東京都済生会中央病院	港区三田1-4-17	03-3451-7651	港区
東京医科大学病院	新宿区西新宿6-7-1	03-3342-6111（代表）	新宿区
永寿総合病院	台東区東上野2-23-16	03-3833-8381（代表）	台東区
中村病院	墨田区八広2-1-1	03-3611-9740	墨田区

病院名	住所	相談窓口 電話番号	担当地域
荏原中延クリニック	品川区中延2-15-5 酒井ビル2階	03-6426-6033	品川区
国家公務員共済組合連合会 三宿病院	目黒区上目黒5-33-12	03-3711-5771 (代表)	目黒区
代々木駅前脳神経内科・内科クリニック	渋谷区代々木1-35-1 プレンジ 代々木ビル3階	03-6258-2816	渋谷区
あしかりクリニック	中野区中央5-44-9	090-9244-7312	中野区
豊島長崎クリニック	豊島区長崎4-25-15	03-6905-8015	豊島区
オレンジほっとクリニック	北区堀船3-31-15	03-3911-2661 (代表)	北区
あべクリニック	荒川区東日暮里6-60-10 日暮里駅前中央ビル5階	03-5615-3020	荒川区
慈雲堂病院	練馬区関町南4-14-53	03-3928-6511 (代表)	練馬区
いずみホームケアクリニック	葛飾区青戸5-30-16	03-6662-6332	葛飾区
タムスさくら病院江戸川	江戸川区東篠崎1-11-1	0120-396-834	江戸川区
武蔵野赤十字病院	武蔵野市境南町1-26-1	0422-30-5697	武蔵野市
根岸病院	府中市武蔵台2-12-2	042-572-4171	府中市
たかつきクリニック	昭島市代官山2-4-4 昭島昭和第2ビル2階	042-543-6781	昭島市
青木病院	調布市上石原3-33-17	042-483-1399	調布市
鶴川サナトリウム病院	町田市真光寺町197	0120-115-513	町田市
武蔵野中央病院	小金井市東町1-44-26	0422-31-1253	小金井市
国立精神・神経医療研究センター病院	小平市小川東町4-1-1	042-341-2711(代表)	小平市
多摩平の森の病院	日野市多摩平3-1-17	042-843-1888	日野市
多摩あおば病院	東村山市青葉町2-27-1	042-393-2881 (代表)	東村山市
国分寺病院	国分寺市東恋ヶ窪4-2-2	042-323-7471	国分寺市
新田クリニック	国立市西2-26-29	042-574-3355 (代表)	国立市
福生クリニック	福生市加美平3-35-13	042-551-2312 (代表)	福生市

病院名	住所	相談窓口 電話番号	担当地域
東京慈恵会医科大学西部医療センター	狛江市和泉本町4-11-1	03-3480-0702	狛江市
東大和病院	東大和市南街1-13-12	042-562-1487	東大和市
複十字病院	清瀬市松山3-1-24	042-491-4111 (代表)	清瀬市
前田病院	東久留米市中央町5-13-34	042-473-2133 (代表)	東久留米市
武蔵村山病院	武蔵村山市榎1-1-5	042-566-3312	武蔵村山市
桜ヶ丘記念病院	多摩市連光寺1-1-1	042-313-7350	多摩市
稲城台病院	稲城市若葉台3-7-1	042-331-5533	稲城市
羽村三慶病院	羽村市羽字武蔵野4207番地	042-570-6150	羽村市
あきる台病院	あきる野市秋川6-5-1	042-559-5761 (代表)	あきる野市
菜の花クリニック	西多摩郡瑞穂町殿ヶ谷454	042-557-7995 (代表)	瑞穂町
大久野病院	西多摩郡日の出町大久野6416	042-597-1119	日の出町
奥多摩病院	西多摩郡奥多摩町氷川1111	0428-83-2145 (代表)	奥多摩町

3 認知症専門医のいる都内医療機関

令和8年3月一部改訂

認知症専門医のいる都内医療機関の情報は、以下のホームページなどでご覧になれます。

日本老年精神医学会 <http://184.73.219.23/rounen/index.htm>

日本認知症学会 <http://dementia.umin.jp/>

4 地域包括支援センター

令和8年3月一部改訂

令和8年1月1日時点

区市町村名	名称	住所	電話番号
千代田区	高齢者あんしんセンター麹町	千代田区一番町 12 いきいきプラザ一番町 1階	03-3265-6141
	高齢者あんしんセンター神田	千代田区神田淡路町 2-8-1 かねだ連雀 1階	03-5297-2255
中央区	京橋おとしより相談センター	中央区明石町 1-6 リハポート明石等複合施設 1階	03-3545-1107
	日本橋おとしより相談センター	中央区日本橋小伝馬町 5-1 十思スクエア 1階	03-3665-3547
	人形町おとしより相談センター	中央区日本橋人形町 2-32-4 日本橋医師会人形町ビル 1階	03-5847-5580
	月島おとしより相談センター	中央区月島 4-1-1 月島区民センター 1階	03-3531-1005
	勝どきおとしより相談センター	中央区勝どき 5-1-17 勝どきザ・リバーフロント 1階	03-6228-2205
	晴海おとしより相談センター	中央区晴海 4-8-1 晴海区民センター 1階	03-5547-4871
港区	芝地区高齢者相談センター (芝地域包括支援センター)	港区芝 3-24-5	03-5232-0840
	麻布地区高齢者相談センター (南麻布地域包括支援センター)	港区南麻布 1-5-26	03-3453-8032
	赤坂地区高齢者相談センター (北青山地域包括支援センター)	港区北青山 1-6-1	03-5410-3415
	高輪地区高齢者相談センター (地域包括支援センター白金の森)	港区白金台 5-20-5	03-3449-9669
	芝浦港南地区高齢者相談センター (地域包括支援センター港南の郷)	港区港南 3-3-23	03-3450-5905
新宿区	新宿区役所高齢者総合相談センター	新宿区歌舞伎町 1-4-1 高齢者支援課内	03-5273-4593 03-5273-4254
	四谷高齢者総合相談センター	新宿区四谷三栄町 10-16 四谷保健センター等複合施設 4階	03-5367-6770
	笹塚町高齢者総合相談センター	新宿区北山伏町 2-12 あかね苑新館内	03-3266-0753
	榎町高齢者総合相談センター	新宿区弁天町 50 牛込保健センター等複合施設 4階	03-5227-1757
	若松町高齢者総合相談センター	新宿区戸山 2-27-2 戸山シニア活動館 1階	03-5292-0710
	大久保高齢者総合相談センター	新宿区百人町 2-8-13 Fiss 1階	03-5332-5585
	戸塚高齢者総合相談センター	新宿区高田馬場 1-17-20 新宿区社会福祉協議会 1階	03-3203-3143
	落合第一高齢者総合相談センター	新宿区中落合 2-5-21 聖母ホーム内	03-3953-4080
	落合第二高齢者総合相談センター	新宿区上落合 2-22-19 キャンパスエール上落合 2階	03-5348-8871
	柏木高齢者総合相談センター	新宿区北新宿 3-27-6 北新宿特別養護老人ホーム (かしわ苑)内	03-5348-9555
角筈高齢者総合相談センター	新宿区西新宿 4-8-35 西新宿シニア活動館 3階	03-5309-2136	
文京区	高齢者あんしん相談センター富坂	文京区本駒込 2-29-24	03-3942-8128
	高齢者あんしん相談センター富坂分室	文京区小石川 2-18-18	03-5805-5032
	高齢者あんしん相談センター大塚	文京区大塚 4-50-1	03-3941-9678
	高齢者あんしん相談センター大塚分室	文京区音羽 1-15-12	03-6304-1093
	高齢者あんしん相談センター本富士	文京区本郷 2-40-11	03-3811-8088
	高齢者あんしん相談センター本富士分室	文京区西片 2-19-15	03-3813-7888
	高齢者あんしん相談センター駒込	文京区千駄木 5-19-2	03-3827-5422
	高齢者あんしん相談センター駒込分室	文京区本駒込 2-28-10	03-6912-1461
台東区	あさくさ地域包括支援センター	台東区浅草 4-26-2	03-3873-8088
	やなか地域包括支援センター	台東区谷中 2-17-20	03-3822-1556
	りゅうせん地域包括支援センター	台東区竜泉 2-10-8	03-6458-1507
	くらまえ地域包括支援センター	台東区蔵前 2-11-3	03-3862-2175
	まつがや地域包括支援センター	台東区松が谷 4-4-3	03-3845-6505
	たいとう地域包括支援センター	台東区台東 1-25-5	03-5846-4510
	ほうらい地域包括支援センター	台東区清川 2-14-7	03-5824-5626
墨田区	みどり高齢者支援総合センター	墨田区緑 1-11-2 両国 M-1Garden 2階	03-5625-6541
	同愛高齢者支援総合センター	墨田区亀沢 2-23-7 塚越ビル 1階	03-3624-6541
	なりひら高齢者支援総合センター	墨田区業平 5-6-2 なりひらホーム内	03-5819-0541

区市町村名	名称	住所	電話番号
墨田区	こうめ高齢者支援総合センター	墨田区向島 3-36-7 すみだ福祉保健センター内	03-3625-6541
	むこうじま高齢者支援総合センター	墨田区東向島 2-36-11 ベレール向島内	03-3618-6541
	うめわか高齢者支援総合センター	墨田区墨田 1-4-4 シルバープラザ梅若内	03-5630-6541
	ぶんか高齢者支援総合センター	墨田区文花 1-29-5 都営文花一丁目アパート 5号棟 1階	03-3617-6511
	八広はなみずき高齢者支援総合センター	墨田区八広 5-18-23	03-3610-6541
江東区	白河長寿サポートセンター	江東区白河 3-4-3-201	03-5646-1541
	海辺長寿サポートセンター	江東区海辺 12-13	03-3645-6761
	住吉長寿サポートセンター	江東区住吉 1-9-5	03-3635-0646
	平野長寿サポートセンター	江東区平野 1-2-3	03-5639-9121
	古石場長寿サポートセンター	江東区古石場 2-14-1-101	03-3641-2801
	東陽長寿サポートセンター	江東区東陽 6-2-17	03-5665-4547
	塩浜長寿サポートセンター	江東区塩浜 2-7-2	03-5617-6213
	豊洲長寿サポートセンター	江東区豊洲 2-2-18	03-5859-0566
	豊洲長寿サポートセンターサブセンター	江東区東雲 2-2-29	03-6380-7363
	枝川長寿サポートセンター	江東区潮見 2-8-7 (令和8年1月26日より枝川1-8-15-101へ移転予定)	03-5634-0158
	亀戸長寿サポートセンター	江東区亀戸 1-30-8	03-5627-2525
	亀戸北長寿サポートセンター	江東区亀戸 4-21-13	03-5626-0671
	亀戸東長寿サポートセンター	江東区亀戸 9-13-1	03-5875-3451
	大島長寿サポートセンター	江東区大島 6-14-4-103	03-5628-0541
	大島西長寿サポートセンター	江東区大島 4-1-37	03-3636-9857
	大島東長寿サポートセンター	江東区大島 9-6-16	03-5836-5301
	北砂西長寿サポートセンター	江東区北砂 3-31-19	03-3615-4860
	北砂東長寿サポートセンター	江東区北砂 6-20-30	03-5606-1744
	北砂南長寿サポートセンター	江東区北砂 7-7-1-101	03-6660-2050
	東砂長寿サポートセンター	江東区東砂 4-16-12	03-5857-8243
南砂長寿サポートセンター	江東区南砂 2-3-5-102	03-3640-9851	
新砂長寿サポートセンター	江東区新砂 3-3-37	03-5653-1735	
品川区	品川区統括在宅介護支援センター (品川区地域包括支援センター)	品川区広町 2-1-36	03-5742-6729
目黒区	北部包括支援センター	目黒区大橋 1-5-1 クロスエアタワー 9階	03-5428-6891
	東部包括支援センター	目黒区上目黒 2-19-15 目黒区総合庁舎 1階	03-5724-8030
	中央包括支援センター	目黒区中央町 2-9-13 2階	03-5724-8066
	南部包括支援センター	目黒区碑文谷 1-18-14 碑小学校内南西側	03-5724-8033
	西部包括支援センター	目黒区柿の木坂 1-28-10	03-5701-7244
大田区	地域包括支援センター大森	大田区大森西 2-16-2 大森西地域力推進センター 2階	03-5753-6331
	地域包括支援センター平和島	大田区大森東 1-31-3-105 大森東地域センター内	03-5767-1875
	地域包括支援センター入新井	大田区大森北 4-6-7 大森北四丁目複合施設 2階	03-3762-4689
	地域包括支援センター馬込	大田区中馬込 1-19-1-101	03-5709-8011
	地域包括支援センター南馬込	大田区南馬込 3-13-12	03-6429-7651
	地域包括支援センター徳持	大田区池上 7-10-5	03-5748-7202
	地域包括支援センター新井宿 (大森医師会)	大田区中央 1-21-6 新井宿特別出張所 2階	03-3772-2415
	地域包括支援センター嶺町	大田区田園調布本町 7-1 嶺町特別出張所 2階	03-5483-7477
	地域包括支援センター田園調布	大田区田園調布 1-30-1 田園調布特別出張所 2階	03-3721-1572
	地域包括支援センターたまがわ	大田区下丸子 4-23-1 特別養護老人ホームたまがわ内	03-5732-1026
	地域包括支援センター久が原	大田区仲池上 2-24-8 特別養護老人ホーム池上となり	03-5700-5861
	地域包括支援センター上池台	大田区上池台 5-7-1 特別養護老人ホーム好日苑内	03-3748-6138
	地域包括支援センター千束 (田園調布医師会)	大田区北千束 2-35-8 千束特別出張所内	03-3728-6673
	地域包括支援センター六郷	大田区仲六郷 2-44-11 六郷地域力推進センター 2階	03-5744-7770
地域包括支援センター西六郷	大田区西六郷 3-1-7 プラウドシティ大田六郷 1階	03-6424-9711	

区市町村名	名称	住所	電話番号
大田区	地域包括支援センターやぐち	大田区矢口 1-23-12 特別養護老人ホームゴールドデン 鶴亀ホーム内	03-5741-3388
	地域包括支援センター西蒲田	大田区西蒲田 7-49-2 社会福祉センター 7 階	03-5480-2502
	地域包括支援センター新蒲田	大田区新蒲田 1-18-16 新蒲田一丁目複合施設 3 階	03-6715-9731
	地域包括支援センター蒲田	大田区蒲田 2-8-8 特別養護老人ホーム蒲田内	03-5710-0951
	地域包括支援センター蒲田東	大田区蒲田 5-37-1 ニッセイアロマスクエア 1 階	03-5714-0888
	地域包括支援センター大森東	大田区大森南 4-9-1 大森東特別出張所 2 階	03-6423-8300
	地域包括支援センター糎谷	大田区東糎谷 1-19-21 東糎谷老人いこいの家内	03-3741-8861
	地域包括支援センター羽田	大田区羽田 1-18-13 羽田地域力推進センター 2 階	03-3745-7855
世田谷区	池尻あんしんすこやかセンター	世田谷区池尻 3-27-21	03-5433-2512
	太子堂あんしんすこやかセンター	世田谷区太子堂 2-17-1 2 階	03-5486-9726
	若林あんしんすこやかセンター	世田谷区若林 1-34-2	03-5431-3527
	上町あんしんすこやかセンター	世田谷区世田谷 1-23-5 2 階	03-5450-3481
	経堂あんしんすこやかセンター	世田谷区宮坂 1-44-29	03-5451-5580
	下馬あんしんすこやかセンター	世田谷区下馬 4-13-4	03-3422-7218
	上馬あんしんすこやかセンター	世田谷区上馬 4-10-17	03-5430-8059
	梅丘あんしんすこやかセンター	世田谷区梅丘 1-61-16	03-5426-1957
	代沢あんしんすこやかセンター	世田谷区代沢 5-1-15	03-5432-0533
	新代田あんしんすこやかセンター	世田谷区羽根木 1-6-14	03-5355-3402
	北沢あんしんすこやかセンター	世田谷区北沢 2-8-18 北沢タウンホール地下 1 階	03-5478-9101
	松原あんしんすこやかセンター	世田谷区松原 5-43-28	03-3323-2511
	松沢あんしんすこやかセンター	世田谷区赤堤 5-31-5	03-3325-2352
	奥沢あんしんすこやかセンター	世田谷区奥沢 3-15-7	03-6421-9131
	九品仏あんしんすこやかセンター	世田谷区奥沢 7-35-4	03-6411-6047
	等々力あんしんすこやかセンター	世田谷区等々力 3-4-1 玉川総合支所 2 階	03-3705-6528
	上野毛あんしんすこやかセンター	世田谷区中町 2-33-11	03-3703-8956
	用賀あんしんすこやかセンター	世田谷区用賀 2-29-22 2 階	03-3708-4457
	二子玉川あんしんすこやかセンター	世田谷区玉川 4-4-5 2 階	03-5797-5516
	深沢あんしんすこやかセンター	世田谷区駒沢 4-33-12	03-5779-6670
	祖師谷あんしんすこやかセンター	世田谷区祖師谷 4-1-23	03-3789-4589
	成城あんしんすこやかセンター	世田谷区成城 6-3-10	03-3483-8600
	船橋あんしんすこやかセンター	世田谷区船橋 4-3-2	03-3482-3276
	喜多見あんしんすこやかセンター	世田谷区喜多見 5-11-10	03-3415-2313
	砧あんしんすこやかセンター	世田谷区砧 5-8-18	03-3416-3217
	上北沢あんしんすこやかセンター	世田谷区上北沢 4-32-9	03-3306-1511
	上祖師谷あんしんすこやかセンター	世田谷区上祖師谷 2-7-6	03-5315-5577
	烏山あんしんすこやかセンター	世田谷区南烏山 6-4-26 4 階	03-3307-1198
渋谷区	渋谷区豊沢・新橋地域包括支援センター	渋谷区恵比寿 2-27-18	03-3440-1671
	渋谷区恵比寿西二丁目地域包括支援センター	渋谷区恵比寿西 2-13-5	03-6427-0273
	渋谷区ひがし健康プラザ地域包括支援センター	渋谷区東 3-14-13	03-5468-5901
	渋谷区かなみの杜・渋谷地域包括支援センター	渋谷区神南 1-8-6	03-6433-7535
	渋谷区富ヶ谷・上原地域包括支援センター	渋谷区富ヶ谷 2-27-12	03-3467-2371
	渋谷区総合ケアコミュニティ・せせらぎ地域包括支援センター	渋谷区西原 1-40-10	03-5790-0881
	渋谷区あやめの苑・代々木地域包括支援センター	渋谷区代々木 3-35-1	03-3372-1038
	渋谷区つばめの里・本町東地域包括支援センター	渋谷区本町 3-46-1	03-5334-9977
	渋谷区笹幡地域包括支援センター	渋谷区幡ヶ谷 2-42-15	03-5365-1611
	渋谷区千駄ヶ谷・北参道地域包括支援センター	渋谷区千駄ヶ谷 4-25-14	03-3475-1461
	渋谷区はあとびあ原宿地域包括支援センター	渋谷区神宮前 3-18-37	03-3423-2112

区市町村名	名称	住所	電話番号
中野区	中野区南中野地域包括支援センター	中野区弥生町 5-11-26	03-5340-7885
	中野区本町地域包括支援センター	中野区本町 5-10-4	03-5385-3733
	中野区東中野地域包括支援センター	中野区東中野 1-5-1	03-3366-3318
	中野区中野地域包括支援センター	中野区中央 3-19-1	03-3367-7802
	中野区中野北地域包括支援センター	中野区松が丘 1-32-10	03-5380-6005
	中野区江古田地域包括支援センター	中野区江古田 4-31-10	03-3387-5550
	中野区鷺宮地域包括支援センター	中野区若宮 3-58-10	03-3310-2553
	中野区上鷺宮地域包括支援センター	中野区上鷺宮 3-17-4	03-3577-8123
杉並区	ケア 24 上井草	杉並区上井草 3-33-10	03-3396-0024
	ケア 24 下井草	杉並区下井草 2-44-4	03-5303-5341
	ケア 24 善福寺	杉並区西荻北 4-31-11	03-5311-1024
	ケア 24 上荻	杉並区上荻 3-29-5	03-5303-6851
	ケア 24 西荻	杉並区西荻南 4-2-7	03-3333-4668
	ケア 24 清水	杉並区清水 2-15-24	03-5303-5823
	ケア 24 荻窪	杉並区荻窪 5-20-1	03-3391-0888
	ケア 24 南荻窪	杉並区南荻窪 2-28-13	03-5336-3724
	ケア 24 阿佐谷	杉並区阿佐谷北 1-3-12	03-3339-1588
	ケア 24 成田	杉並区成田西 3-7-4	03-5307-3822
	ケア 24 松ノ木	杉並区松ノ木 3-3-4	03-3318-8530
	ケア 24 高円寺	杉並区高円寺南 4-26-16	03-5305-6151
	ケア 24 梅里	杉並区梅里 1-7-17	03-5929-1924
	ケア 24 和田	杉並区和田 3-52-4	03-5305-6024
	ケア 24 久我山	杉並区久我山 3-47-16	03-5346-3348
	ケア 24 高井戸	杉並区高井戸西 1-12-1	03-3334-2495
	ケア 24 浜田山	杉並区浜田山 1-36-3	03-5357-4944
	ケア 24 堀ノ内	杉並区堀ノ内 1-6-6	03-5305-7328
ケア 24 永福	杉並区永福 3-35-11	03-5355-5124	
ケア 24 方南	杉並区方南 2-6-28	03-5929-2751	
豊島区	菊かおる園高齢者総合相談センター	豊島区西巣鴨 2-30-19 特別養護老人ホーム「菊かおる園」内	03-3576-2245
	東部高齢者総合相談センター	豊島区南大塚 2-36-2	03-5319-8703
	中央高齢者総合相談センター	豊島区東池袋 1-39-2 豊島区役所東池袋分庁舎 4階	03-5985-2850
	ふくろうの杜高齢者総合相談センター	豊島区南池袋 3-7-8 オリナスふくろうの杜 1階	03-5958-1208
	豊島区医師会高齢者総合相談センター	豊島区西池袋 3-22-16 豊島区医師会館 2階	03-3986-3993
	いけよんの郷高齢者総合相談センター	豊島区池袋本町 1-29-12 特別養護老人ホーム「池袋ほんちようの郷」内	03-3986-0917
	アトリエ村高齢者総合相談センター	豊島区長崎 4-23-1 特別養護老人ホーム「アトリエ村」内	03-5965-3415
	西部高齢者総合相談センター	豊島区千早 2-39-16 西部区民事務所等複合施設 2階	03-3974-0065
北区	北区高齢福祉課高齢相談係	北区王子本町 1-15-22	03-3908-9083
	十条台高齢者あんしんセンター	北区中十条 1-2-18 障害者福祉センター 4階	03-5948-5630
	王子光照苑高齢者あんしんセンター	北区王子 3-3-1	03-3927-8899
	豊島高齢者あんしんセンター	北区豊島 3-27-22 豊島区民センター 1階	03-6903-2712
	十条高齢者あんしんセンター	北区上十条 3-1-25 帝京大学 4号館 1階 (令和8年3月16日より上十条 3-3-9 上十条区民センター 3階へ移転予定)	03-5948-9981
	東十条・神谷高齢者あんしんセンター	北区東十条 3-2-3-101 東十条グリーンハイツ 1階	03-6908-4711
	西が丘園高齢者あんしんセンター	北区西が丘 3-16-27	03-5924-7715
	みずべの苑高齢者あんしんセンター	北区志茂 3-13-5 信濃ビル 1階	03-5941-6722
	赤羽高齢者あんしんセンター	北区赤羽南 1-13-1 赤羽会館 6階	03-3903-4167
	赤羽北高齢者あんしんセンター	北区赤羽北 2-25-8 アクトピア北赤羽六番館赤羽北区民センター 3階	03-5948-5940
浮間高齢者あんしんセンター	北区浮間 2-10-2 浮間区民センター 1階	03-3558-3689	

区市町村名	名称	住所	電話番号
北区	桐ヶ丘やまぶき荘高齢者あんしんセンター	北区桐ヶ丘 1-16-27-102 桐ヶ丘児童館内	03-5948-6517
	滝野川西高齢者あんしんセンター	北区滝野川 6-21-25 滝野川西区民センター 1階	03-6903-4015
	飛鳥晴山苑高齢者あんしんセンター	北区西ヶ原 4-51-1	03-3940-9175
	滝野川はくちょう高齢者あんしんセンター	北区田端 3-18-24 介護老人保健施設はくちょう内	03-3822-6080
	昭和町・堀船高齢者あんしんセンター	北区昭和町 3-10-7 昭和町区民センター 1階	03-6807-6961
	新町光陽苑高齢者あんしんセンター	北区田端新町 2-27-16	03-5855-1219
荒川区	南千住東部地域包括支援センター	荒川区南千住 4-9-6 南千住中部在宅高齢者通所サービスセンター内	03-3805-5702
	南千住西部地域包括支援センター	荒川区南千住 1-10-1 第一コーポ 1階	03-5604-5710
	荒川地域包括支援センター	荒川区荒川 5-47-2 花の木ハイム荒川内	03-5855-3323
	町屋地域包括支援センター	荒川区町屋 7-10-6 さくら館内	03-3894-3568
	東尾久地域包括支援センター	荒川区東尾久 3-31-8 リリーハイツ 1階 (令和8年4月1日より荒川区東尾久4-14-11 セレンハイム 1階へ移転予定)	03-5855-8513
	西尾久地域包括支援センター	荒川区西尾久 1-32-8 小林ビル 1階	03-3893-3555
	東日暮里地域包括支援センター	荒川区東日暮里 3-8-16 1階	03-5615-3171
	西日暮里地域包括支援センター	荒川区西日暮里 1-49-10 1階	03-3807-3828
板橋区	板橋おとしより相談センター	板橋区加賀 1-3-1	03-5248-2892
	熊野おとしより相談センター	板橋区中丸町 27-11	03-5926-6566
	仲宿おとしより相談センター	板橋区氷川町 38-6	03-5944-4611
	仲町おとしより相談センター	板橋区仲町 20-5	03-5917-5201
	富士見おとしより相談センター	板橋区大和町 26-3	03-6905-6425
	大谷口おとしより相談センター	板橋区向原 3-7-8	03-5964-5620
	常盤台おとしより相談センター	板橋区常盤台 4-36-6	03-5398-8651
	清水おとしより相談センター	板橋区泉町 16-16	03-3558-6500
	志村坂上おとしより相談センター	板橋区小豆沢 1-12-4	03-3967-2131
	中台おとしより相談センター	板橋区若木 1-21-3	03-3933-8875
	蓮根おとしより相談センター	板橋区東坂下 2-2-22	03-5970-9106
	舟渡おとしより相談センター	板橋区舟渡 3-4-8	03-3969-3136
	前野おとしより相談センター	板橋区前野町 2-30-9	03-5915-2636
	桜川おとしより相談センター	板橋区東新町 2-36-5	03-3959-7485
	下赤塚おとしより相談センター	板橋区四葉 2-21-16	03-3930-1821
	成増おとしより相談センター	板橋区成増 4-14-18	03-3939-0678
	三園おとしより相談センター	板橋区成増 5-6-3	03-3939-1101
	徳丸おとしより相談センター	板橋区徳丸 3-32-28	03-5921-1060
	高島平おとしより相談センター	板橋区高島平 2-32-2	03-5922-5661
	練馬区	みらい青空地域包括支援センター	練馬区旭丘 2-40-1
豊玉地域包括支援センター		練馬区豊玉南 3-9-13 2階	03-3993-1450
練馬地域包括支援センター		練馬区練馬 2-24-3	03-5984-1706
練馬区役所地域包括支援センター		練馬区豊玉北 6-12-1 (練馬区役所東庁舎 5階)	03-5946-2544
桜台地域包括支援センター		練馬区桜台 1-22-9	03-5946-2311
中村橋地域包括支援センター		練馬区貫井 1-9-1 (中村橋区民センター 2階)	03-3577-8815
中村かしま地域包括支援センター		練馬区中村 2-25-3	03-5848-6177
練馬高松園地域包括支援センター		練馬区高松 2-9-3	03-3926-7871
北町地域包括支援センター		練馬区北町 2-26-1	03-3937-5577
光が丘南地域包括支援センター		練馬区光が丘 3-3-1-103号	03-6904-0312
田柄地域包括支援センター		練馬区田柄 4-12-10	03-3825-2590
光が丘地域包括支援センター		練馬区光が丘 2-9-6 (光が丘区民センター 2階)	03-5968-4035
第3育秀苑地域包括支援センター		練馬区土支田 1-31-5	03-6904-0192
北町はるのひ地域包括支援センター		練馬区北町 6-35-7	03-5399-5347
高野台地域包括支援センター		練馬区高野台 1-7-29	03-5372-6300
石神井地域包括支援センター		練馬区石神井町 3-30-26 (石神井庁舎 4階)	03-5923-1250

区市町村名	名称	住所	電話番号
練馬区	moi（モア）地域包括支援センター	練馬区下石神井 3-6-13	03-3996-0330
	上石神井地域包括支援センター	練馬区上石神井 1-6-16	03-3928-8621
	第二光陽苑地域包括支援センター	練馬区関町北 5-7-22	03-5991-9919
	関町地域包括支援センター	練馬区関町北 1-7-2	03-3928-5222
	高野台西地域包括支援センター	練馬区高野台 5-24-1	03-6913-1515
	大泉地域包括支援センター	練馬区東大泉 1-28-1（リズム大泉学園 2階）	03-5387-2751
	南大泉地域包括支援センター	練馬区南大泉 5-26-19	03-3923-5556
	やすらぎミラージュ地域包括支援センター	練馬区大泉町 4-24-7	03-5905-1190
	大泉学園通り地域包括支援センター	練馬区東大泉 3-53-1（東大泉地区区民館内）	03-5933-0156
	大泉北地域包括支援センター	練馬区大泉学園町 4-21-1	03-3924-2006
足立区	やすらぎシティ地域包括支援センター	練馬区東大泉 7-27-49	03-5935-8321
	基幹地域包括支援センター	足立区梅島二丁目 1 番 20 号	03-5681-3373
	地域包括支援センターあだち	足立区足立四丁目 13 番 22 号	03-3880-8155
	地域包括支援センター伊興	足立区伊興三丁目 7 番 4 号	03-5837-1280
	地域包括支援センター入谷	足立区入谷九丁目 15 番 18 号	03-3855-6362
	地域包括支援センター扇	足立区扇一丁目 52 番 23 号 (令和 8 年 4 月 1 日より足立区興野二丁目 22 番 27 号へ移転予定)	03-3856-7007 (令和 8 年 4 月 1 日より 03-6692-7771へ変更予定)
	地域包括支援センター江北	足立区江北五丁目 14 番 5 号	03-6807-1604
	地域包括支援センターさの	足立区佐野二丁目 30 番 12 号	03-5682-0157
	地域包括支援センター鹿浜	足立区皿沼二丁目 8 番 8 号	03-5838-0825
	地域包括支援センター新田	足立区新田三丁目 4 番 10 号	03-3927-7288
	地域包括支援センター梅田	足立区梅田二丁目 15 番 12 号	03-3889-1487
	地域包括支援センター千住西	足立区千住中居町 10 番 10 号	03-5244-0248
	地域包括支援センター千寿の郷	足立区柳原一丁目 25 番 15 号	03-3881-1691
	地域包括支援センター千住本町	足立区千住五丁目 13 番 5 号	03-3888-1510
	地域包括支援センター中央本町	足立区中央本町四丁目 14 番 20 号	03-3852-0006
	地域包括支援センター東和	足立区東和四丁目 7 番 23 号	03-5613-1200
	地域包括支援センター中川	足立区中川四丁目 2 番 14 号	03-3605-4985
	地域包括支援センター西綾瀬	足立区西綾瀬三丁目 2 番 1 号	03-5681-7650
	地域包括支援センター西新井	足立区西新井二丁目 5 番 5 号	03-3898-8391
	地域包括支援センター西新井本町	足立区西新井本町二丁目 23 番 1 号	03-3856-6511
	地域包括支援センターはなはた	足立区花畑四丁目 39 番 11 号	03-3883-0048
	地域包括支援センター一ツ家	足立区一ツ家四丁目 2 番 15 号	03-3850-0300
地域包括支援センター日の出	足立区日ノ出町 27 番 4-112 号	03-3870-1184	
地域包括支援センター保木間	足立区保木間五丁目 23 番 20 号	03-3859-3965	
地域包括支援センター本木関原	足立区本木一丁目 4 番 10 号	03-5845-3330	
地域包括支援センター六月	足立区六月一丁目 6 番 1 号	03-5242-0302	
葛飾区	高齢者総合相談センター水元	葛飾区水元 1-26-20 (特別養護老人ホーム 水元ふれあいの家内)	03-3826-2419
	高齢者総合相談センター新宿	葛飾区新宿 2-16-4 (介護老人保健施設 花の木内)	03-3826-8726
	高齢者総合相談センター高砂	葛飾区高砂 3-27-12	03-5889-8600
	高齢者総合相談センター青戸	葛飾区青戸 3-13-19 (グループホーム青戸併設)	03-5629-5719
	高齢者総合相談センター堀切	葛飾区堀切 2-66-17 (介護老人保健施設 葛飾ロイヤルケアセンター内)	03-3697-7815
	高齢者総合相談センター東四つ木	葛飾区東四つ木 2-27-1 (特別養護老人ホーム 東四つ木ほほえみの里向かい)	03-5698-2204
	高齢者総合相談センター奥戸	葛飾区奥戸 3-25-1 (特別養護老人ホーム 奥戸くつろぎの郷内)	03-5670-5212

区市町村名	名称	住所	電話番号
江戸川区	中央 熟年相談室 江戸川区医師会	江戸川区中央 4-24-14	03-5607-5591
	一之江 熟年相談室 清心苑	江戸川区一之江 4-6-21	03-5879-5613
	松江 熟年相談室 清心苑	江戸川区松江 2-17-12	03-5879-2185
	本一色 熟年相談室 アゼリー江戸川	江戸川区本一色 2-13-25	03-5607-7600
	平井小松川 熟年相談室	江戸川区小松川 3-73	03-5627-1190
	平井 熟年相談室 ウエル江戸川	江戸川区平井 7-13-32	03-3618-0324
	西瑞江 熟年相談室 江戸川区医師会一之江	江戸川区西瑞江 5-1-6	03-5667-7676
	北葛西 熟年相談室 暖心苑	江戸川区北葛西 4-3-16	03-3877-0181
	船堀 熟年相談室	江戸川区船堀 2-15-17	03-5878-1521
	西葛西 熟年相談室 なぎさ和楽苑	江戸川区西葛西 8-1-1	03-3675-1236
	東葛西 熟年相談室 なぎさ和楽苑	江戸川区東葛西 7-12-6	03-3877-8690
	南葛西 熟年相談室 みどりの郷福楽園	江戸川区南葛西 4-21-3	03-5659-5353
	東小岩 熟年相談室 泰山	江戸川区東小岩 6-8-16	03-5889-1165
	南小岩 熟年相談室 小岩ホーム	江戸川区南小岩 6-28-12	03-5694-0111
	北小岩 熟年相談室 江戸川光照苑	江戸川区北小岩 5-7-2	03-5612-7193
	瑞江 熟年相談室 瑞江ホーム	江戸川区瑞江 1-3-13	03-3679-4102
	江戸川 熟年相談室 江東園	江戸川区江戸川 1-11-3	03-3677-4631
	西篠崎 熟年相談室 きく	江戸川区西篠崎 1-6-7	03-5666-8477
	篠崎 熟年相談室 きく	江戸川区上篠崎 4-19-18	03-5664-3080
	八王子市	八王子市高齢者あんしん相談センター旭町	八王子市旭町 8-10 比留間ビル 3階
八王子市高齢者あんしん相談センター高尾		八王子市東浅川町 551-1 東浅川保健福祉センター 3階	042-668-2288
八王子市高齢者あんしん相談センター加住		八王子市加住町 1-170-2 加住事務所内	042-692-3211
八王子市高齢者あんしん相談センター中野		八王子市中野上町 4-27-4 ボナール HONDA 1階	042-620-0860
八王子市高齢者あんしん相談センター南大沢		八王子市南大沢 3-8 都営多摩ニュータウン南大沢団地 1号棟 1階	042-678-1880
八王子市高齢者あんしん相談センターめじろ		八王子市めじろ台 2-55-5	042-669-3070
八王子市高齢者あんしん相談センター長沼		八王子市長沼町 1302-1 都営長沼第二アパート 16号棟 1階	042-648-4340
八王子市高齢者あんしん相談センター川口		八王子市川口町 908-1 川口事務所内	042-654-5475
八王子市高齢者あんしん相談センター元八王子		八王子市大楽寺町 419-1 元八王子事務所内	042-623-1021
八王子市高齢者あんしん相談センター由井		八王子市片倉町 119-4 由井事務所内	042-632-6331
八王子市高齢者あんしん相談センター由木		八王子市下柚木 2-10-6 由木事務所内	042-679-1114
八王子市高齢者あんしん相談センター長房		八王子市長房町 340-12 コピオ長房 2階	042-629-2530
八王子市高齢者あんしん相談センター子安		八王子市子安町 4-7-1 サザンスカイトワー八王子 4階 八王子駅南口総合事務所内	042-649-6020
八王子市高齢者あんしん相談センターもととはち南		八王子市元八王子町 2-1964-2 宮崎ビル 101	042-673-6241
八王子市高齢者あんしん相談センター館		八王子市館町 156 館事務所内	042-673-6425
八王子市高齢者あんしん相談センター大横		八王子市大横町 11-35 大横保健福祉センター 4階	042-634-8666
八王子市高齢者あんしん相談センター恩方		八王子市下恩方町 3395 恩方事務所内	042-659-0314
八王子市高齢者あんしん相談センター由木東		八王子市鹿島 111-1 由木東事務所内	042-689-6070
八王子市高齢者あんしん相談センター石川		八王子市石川町 481 石川事務所内	042-631-0071
八王子市高齢者あんしん相談センター大和田		八王子市大和田町 4丁目5番4号 グローイングシティ大和田 J002号	042-649-3280
八王子市高齢者あんしん相談センター追分	八王子市追分町 7-17 シティコート西八王子 1階	042-686-1713	
立川市	立川市南部西ふじみ地域包括支援センター	立川市富士見町 2-36-47 立川市社会福祉協議会内	042-540-0311
	立川市南部東はごろも地域包括支援センター	立川市羽衣町 1-12-18 羽衣地域福祉サービスセンター内	042-523-5612
	立川市中部たかまつ地域包括支援センター	立川市高松町 2-27-27 TBK高松第1ビル 101号	042-540-2031
	立川市北部東わかば地域包括支援センター	立川市若葉町 3-45-2 介護老人保健施設わかば内	042-538-1221
	立川市北部中さいわい地域包括支援センター	立川市幸町 4-14-1 至誠キートスホーム内	042-538-2339
	立川市北部西かみすな地域包括支援センター	立川市上砂町 5-76-4 砂川園内	042-536-9910

区市町村名	名称	住所	電話番号
武蔵野市	武蔵野市地域包括支援センター（基幹型）	武蔵野市緑町 2-2-28（武蔵野市役所内）	0422-60-1947
	ゆとりえ在宅介護・地域包括支援センター	武蔵野市吉祥寺南町 4-25-5	0422-72-0313
	吉祥寺本町在宅介護・地域包括支援センター	武蔵野市吉祥寺本町 4-20-13	0422-23-1213
	高齢者総合センター在宅介護・地域包括支援センター	武蔵野市緑町 2-4-1	0422-51-1974
	吉祥寺ナーシングホーム在宅介護・地域包括支援センター	武蔵野市吉祥寺北町 2-9-2	0422-20-0847
	桜堤ケアハウス在宅介護・地域包括支援センター	武蔵野市桜堤 1-9-9	0422-36-5133
武蔵野赤十字在宅介護・地域包括支援センター	武蔵野市境南町 1-26-1 武蔵野赤十字病院内	0422-32-3155	
三鷹市	三鷹市東部地域包括支援センター	三鷹市下連雀 5-2-5 弘済ケアセンター内	0422-48-8855
	三鷹市井の頭地域包括支援センター	三鷹市牟礼 6-12-30 三鷹市牟礼老人保健施設はなかいどう内	0422-44-7400
	三鷹市連雀地域包括支援センター	三鷹市下連雀 8-3-6 野村病院内	0422-40-2635
	三鷹市三鷹駅周辺地域包括支援センター	三鷹市下連雀 4-2-8 介護老人保健施設太郎内	0422-76-4500
	三鷹市西部地域包括支援センター	三鷹市深大寺 2-29-13 高齢者センターけやき苑内	0422-34-6536
	三鷹市大沢地域包括支援センター	三鷹市大沢 4-8-8 福祉 Labo どんぐり山内	0422-33-2287
	三鷹市新川中原地域包括支援センター	三鷹市新川 5-6-31 特別養護老人ホームみたか紫水園内	0422-40-7204
青梅市	青梅市地域包括支援センターすみえ	青梅市住江町 66	0428-78-3442
	青梅市地域包括支援センターうめぞの	青梅市駒木町 3-594-1 メディケア梅の園内	0428-24-2882
	青梅市地域包括支援センターすえひろ	青梅市末広町 1-4-5 青梅すえひろ苑内	0428-33-4477
府中市	府中市地域包括支援センター泉苑	府中市武蔵台 1-10	042-366-0171
	府中市地域包括支援センターよつや苑	府中市四谷 3-66	042-334-8141
	府中市地域包括支援センターあさひ苑	府中市朝日町 3-17-1	042-369-0080
	府中市地域包括支援センター安立園	府中市晴見町 1-11-2	042-367-0550
	府中市地域包括支援センターおしたて	府中市押立町 2-26-23	042-363-1661
	府中市地域包括支援センターかたまち	府中市片町 2-14-5	042-336-5831
	府中市地域包括支援センターしんまち	府中市新町 1-63-24	042-340-5060
	府中市地域包括支援センター白糸台	府中市白糸台 3-40-6	042-407-8080
	府中市地域包括支援センターにしふ	府中市西府町 2-24-6	042-360-1380
	府中市地域包括支援センターこれまさ	府中市是政 2-38-1	042-314-0451
	府中市地域包括支援センターみなみ町	府中市南町 4-43-106	042-336-1250
	昭島市	東部地域包括支援センター竹口病院	昭島市玉川町 4-9-22
西部地域包括支援センター愛全園		昭島市拜島町 3-10-4	042-519-5830
中部地域包括支援センターあいぼつく		昭島市昭和町 1-6-11	042-505-7681
南部地域包括支援センター愛全園		昭島市田中町 2-25-3	042-513-7651
昭島市	北部地域包括支援センターハピネス昭和の森	昭島市代官山 1-2-1	042-519-6967
調布市	調布市地域包括支援センターはなみずき	調布市深大寺北町 4-17-7	042-441-5763
	調布市地域包括支援センターちょうふの里	調布市西町 290-5	042-441-6655
	調布市地域包括支援センターちょうふ花園	調布市小島町 2-45-22 1階	042-484-2285
	調布市地域包括支援センター至誠しばさき	調布市柴崎 1-6-8 鴨志田荘 2-1階	042-488-1300
	調布市地域包括支援センターときわぎ国領	調布市国領町 7-32-2 デュスモン国領 101	050-5540-0860
	調布市地域包括支援センターゆうあい	調布市国領町 3-8-15-5-109	042-481-4973
	調布市地域包括支援センターつつじヶ丘	調布市東つつじヶ丘 1-5-2	03-5315-5400
	調布市地域包括支援センター仙川	調布市若葉町 2-22-2 1階	03-5314-0030
町田市	堺第1高齢者支援センター	町田市相原町 2373-1 (老人保健施設サンシルバー町田内)	042-770-2558
	堺第2高齢者支援センター	町田市小山ヶ丘 1-2-9 (特別養護老人ホーム美郷内)	042-797-0200
	忠生第1高齢者支援センター	町田市下小山田町 3580 ふれあい桜館 1階	042-797-8032
	忠生第2高齢者支援センター	町田市山崎町 2200 山崎団地 3-18棟 101号 (山崎団地名店会内)	042-792-1105

区市町村名	名称	住所	電話番号
町田市	鶴川第1高齢者支援センター	町田市薬師台 3-270-1 (特別養護老人ホーム第二清風園内)	042-736-6927
	鶴川第2高齢者支援センター	町田市能ヶ谷 3-2-1 鶴川地域コミュニティ 1階	042-737-7292
	町田第1高齢者支援センター	町田市森野 4-8-39 (特別養護老人ホーム commons内)	042-728-9215
	町田第2高齢者支援センター	町田市本町田 2102-1 (本町田高齢者在宅サービスセンター内)	042-729-0747
	町田第3高齢者支援センター	町田市玉川学園 3-35-1 (玉川学園高齢者在宅サービスセンター内)	042-710-3378
	南第1高齢者支援センター	町田市南町田 5-16-1 (特別養護老人ホーム芙蓉園内)	042-796-2789
	南第2高齢者支援センター	町田市金森東 3-18-16 (特別養護老人ホーム合掌苑桂寮内)	042-796-3899
	南第3高齢者支援センター	町田市西成瀬 2-48-23	042-720-3801
	医療と介護の連携支援センター	町田市木曾西 4-12-22 K I S O コミュニティベース 1階	042-794-6527
小金井市	小金井きた地域包括支援センター	小金井市桜町 1-9-5	042-388-2440
	小金井みなみ地域包括支援センター	小金井市前原町 5-3-24	042-388-8400
	小金井ひがし地域包括支援センター	小金井市中町 2-15-25	042-386-6514
	小金井にし地域包括支援センター	小金井市本町 4-7-8 カームスト武蔵小金井1号棟 1階	042-386-7373
小平市	小平市地域包括支援センター中央センター	小平市小川町 2-1333	042-345-0691
	小平市地域包括支援センターけやきの郷	小平市小川町 1-485	042-349-2321
	小平市地域包括支援センター小川ホーム	小平市小川西町 2-35-2	042-347-6033
	小平市地域包括支援センター多摩済生ケアセンター	小平市美園町 3-12-1	042-349-2123
	小平市地域包括支援センター小平健成苑	小平市鈴木町 2-230-3	042-451-8813
日野市	日野市地域包括支援センターもぐさ	日野市落川 1070	042-599-0536
	日野市地域包括支援センターあさかわ	日野市高幡 651-5 高幡マンション第2 1階	042-593-1919
	日野市地域包括支援センターすてっぷ	日野市豊田 3-1-8	042-582-7367
	日野市地域包括支援センターあいりん	日野市多摩平 6-31-7	042-586-9141
	日野市地域包括支援センターせせらぎ	日野市日野本町 6-3-17	042-589-3560
	日野市地域包括支援センター多摩川苑	日野市万願寺 1-16-1	042-582-1707
	日野市地域包括支援センターいきいきタウン	日野市東平山 3-1-1	042-585-7071
	日野市地域包括支援センターすずらん	日野市南平 7-18-28 小林ビル 1階 B	042-599-5531
	日野市地域包括支援センターかわきた	日野市西平山 1-12-1	042-589-1710
東村山市	中部地域包括支援センター	東村山市野口町 1-25-15 東村山市社会福祉協議会内	042-394-6662
	北部地域包括支援センター	東村山市諏訪町 2-26-1 東京ばんなん白光園内	042-397-5123
	東部地域包括支援センター	東村山市秋津町 1-32-18 はるびの郷内	042-392-6388
	西部地域包括支援センター	東村山市富士見町 2-1-2 万寿園内	042-397-1091
	南部地域包括支援センター	東村山市萩山町 3-31-2 グリーン・ボイス内	042-390-2211
国分寺市	国分寺地域包括支援センターもともち	国分寺市東元町 2-5-17 さわやかプラザもともち 1階	042-401-0035
	国分寺地域包括支援センターこいがくぼ	国分寺市西恋ヶ窪 1-50-1 にんじんホーム 1階	042-300-6024
	国分寺地域包括支援センターほんだ	国分寺市本多 2-3-3 商工会館 3階	042-300-2339
	国分寺地域包括支援センターひかり	国分寺市光町 3-13-34 国分寺ひかり診療所 3階	042-573-4058
	国分寺地域包括支援センターひよし	国分寺市日吉町 4-32-6 うれしのの里 1階	042-300-1405
	国分寺地域包括支援センターなみき	国分寺市並木町 3-12-2 至誠ホームミンナ 1階	042-300-3702
国立市	国立市地域包括支援センター	国立市富士見台 2-47-1	042-576-2111 042-576-2175 (時間外・休日)
福生市	福生市地域包括支援センター加美	福生市加美平 3-6-10 メゾン加美平 103	042-553-3720
	福生市地域包括支援センター武蔵野	福生市福生 2269-4 ポニービル 2階	042-553-6695
	福生市地域包括支援センター熊川	福生市南田園 2-13-1 福祉センター 2階	042-510-2945

区市町村名	名称	住所	電話番号
狛江市	あいとびあ地域包括支援センター	狛江市元和泉 2-35-1	03-5438-3565
	地域包括支援センターこまえ正吉苑	狛江市西野川 2-27-23	03-5438-2522
	地域包括支援センターこまえ苑	狛江市岩戸南 4-17-17	03-3489-2422
東大和市	高齢者ほっと支援センターいもくぼ	東大和市芋窪 3-1611-1 在宅サービスセンター向台内	042-563-8777
	高齢者ほっと支援センターきよはら	東大和市清原 1-1 34号棟1階 在宅サービスセンターきよはら内	042-590-1138 042-590-1183
	高齢者ほっと支援センターなんがい	東大和市南街 2-49-3 在宅サポートセンター1階	042-566-8133
	高齢者ほっと支援センターしみず	東大和市清水 2-838-1	042-843-6635
清瀬市	清瀬市地域包括支援センター	清瀬市中里 5-842 清瀬市役所1階	042-497-2082
	きよせ社協地域包括支援センター	清瀬市下清戸 1-212-4 清瀬市コミュニティプラザひまわり内	042-495-5516
	きよせ信愛地域包括支援センター	清瀬市梅園 2-3-15 特別養護老人ホーム信愛の園内	042-492-1850
	きよせ清雅地域包括支援センター	清瀬市中里 5-91-2 特別養護老人ホーム清雅苑内	042-495-1370
東久留米市	東部地域包括支援センター	東久留米市大門町 2-10-5 東部地域センター内	042-473-9996
	中部地域包括支援センター	東久留米市幸町 1-19-5 幸町1丁目アパート5号棟1階 幸町デイサービスセンター内	042-470-8186
	西部地域包括支援センター	東久留米市滝山 5-22-5 西武バス滝山団地バス停前	042-472-0661
武蔵村山市	西部地域包括支援センター	武蔵村山市伊奈平 6-14-2 特別養護老人ホーム伊奈平苑内	042-560-3931
	北部地域包括支援センター	武蔵村山市中央 2-13-1	042-516-0062
	南部地域包括支援センター	武蔵村山市学園 4-5-1 市民総合センター内	042-590-1477
	緑が丘地域包括支援センター	武蔵村山市緑が丘 1460 1103号棟 緑が丘高齢者サービスセンター内	042-590-5151
多摩市	西部地域包括支援センター	多摩市和田 1532	042-389-8850
	東部地域包括支援センター	多摩市諏訪 5-1 諏訪複合教育施設内	042-373-7850
	多摩センター地域包括支援センター	多摩市山下 1-18-2	042-376-2941
	中部地域包括支援センター	多摩市永山 4-2-5-105	042-375-0017
	北部地域包括支援センター	多摩市関戸 4-19-5 多摩市立健康センター3階	042-357-3711
	北部地域包括支援センター愛宕支所	多摩市愛宕 1-1-2-106 愛宕第一住宅	042-319-6411
	基幹型地域包括支援センター(多摩市健康福祉部高齢支援課内)	多摩市関戸 6-12-1	042-375-8111
稲城市	地域包括支援センターひらお	稲城市平尾 2-49-20	042-331-6088
	地域包括支援センターやのくち	稲城市矢野口 1659-4 ストリームサイドスズキ1階	042-379-8575
	地域包括支援センターエレガントもむら	稲城市百村 255	042-379-5500
	地域包括支援センターこうようだい	稲城市向陽台 3-7-2	042-370-0040
羽村市	羽村市地域包括支援センターあさひ	羽村市富士見平 1-3-1 エムマンション1階A号室	042-555-8815
	羽村市地域包括支援センターあゆみ	羽村市羽加美 1-9-2	042-570-1200
	羽村市地域包括支援センターあかしあ	羽村市玉川 2-6-6	042-578-5508
あきる野市	東部高齢者はつらつセンター	あきる野市平沢 175-4 秋川ふれあいセンター内1階	042-533-2311
	中部高齢者はつらつセンター	あきる野市秋川 5-1-8 あきる野台在宅医療福祉センター内2階	042-550-6101
	五日市はつらつセンター	あきる野市五日市 411 五日市出張所内1階	042-588-4400
西東京市	栄町地域包括支援センター	西東京市栄町 3-6-2 保谷苑内	042-438-7090
	富士町地域包括支援センター	西東京市富士町 1-7-69 高齢者センターきらら内	042-451-1203
	泉町地域包括支援センター	西東京市泉町 2-1-24 ピアライフ・アルファ1階	042-424-1200
	田無町地域包括支援センター	西東京市田無町 5-5-12 田無総合福祉センター内	042-467-8850
	緑町地域包括支援センター	西東京市緑町 3-6-1 田無病院内	042-461-7081
	西原町地域包括支援センター	西東京市西原町 4-5-6 西原総合教育施設内	042-451-8844
	向台町地域包括支援センター	西東京市向台町 2-16-22 フローラ田無内	042-468-2340
	新町地域包括支援センター	西東京市新町 1-11-25	042-462-1695
瑞穂町	瑞穂町東部高齢者支援センター	西多摩郡瑞穂町大字石畑 2008 瑞穂町ふれあいセンター内	042-557-3852
	瑞穂町西部高齢者支援センター	西多摩郡瑞穂町大字箱根ヶ崎 1180 長岡コミュニティセンター内	042-557-0609

区市町村名	名称	住所	電話番号
日の出町	日の出町包括支援センター	西多摩郡日の出町大字大久野 88-1	042-597-2200
檜原村	檜原村地域包括支援センター	西多摩郡檜原村 2717	042-598-3121
奥多摩町	奥多摩町地域包括支援センター	西多摩郡奥多摩町氷川 1111 奥多摩町保健福祉センター	0428-83-8555 0428-83-2777
大島町	大島町地域包括支援センター	大島町元町字地の岡 45 番 1	04992-2-0068
利島村	利島村地域包括支援センター	利島村 105	04992-9-0018
新島村	新島村地域包括支援センター	新島村字瀬戸山 116-2	04992-5-1913
神津島村	神津島村地域包括支援センター	神津島村字沢尻 11-1	04992-8-1171
三宅村	三宅村地域包括支援センター	三宅村阿古 807-1	04994-5-1832
御蔵島村	御蔵島村地域包括支援センター	御蔵島村字入かねが沢	04994-8-2121
八丈町	八丈町地域包括支援センター	八丈島八丈町大賀郷 7486-6	04996-9-5660
青ヶ島村	青ヶ島村地域包括支援センター	青ヶ島村無番地	04996-9-0120
小笠原村	小笠原村地域包括支援センター	小笠原村父島字西町	04998-2-3939

「産業医等に対する若年性認知症普及促進検討委員会」委員名簿

区分	氏名	所属・役職名
学識経験者	斎藤 正彦	医療法人社団翠会和光病院院長
産業医	浅川 雅晴	社団法人東京都医師会産業保健委員会委員 (医療法人社団浅川クリニック院長)
産業保健 相談員	森崎 美奈子	東京産業保健推進センター相談員 (元 帝京平成大学大学院健康科学研究科教授・ メディカル学部臨床心理学科教授)
東京都 福祉保健局	室井 豊	東京都福祉保健局高齢社会対策部在宅支援課長

※所属・役職名は平成22年度当時のものです。

平成29年11月版の改訂にあたり、ご協力いただいた方々

氏名	所属・役職名
長嶋 紀一	学校法人日本大学名誉教授
上田 晃	東京都医師会産業保健委員会委員長 (医療社団法人頌栄会上田診療所院長)
小野寺 敦志	学校法人国際医療福祉大学准教授
干場 功	特定非営利活動法人若年性認知症サポートセンター理事
家弓 安哲	日野市若年性認知症当事者と家族の会「芽吹き」代表
駒井 由起子	東京都若年性認知症総合支援センターセンター長
来島 みのり	東京都多摩若年性認知症総合支援センターセンター長

※所属・役職名は平成29年度当時のものです。

若年性認知症ハンドブック

—職場における若年性認知症のある人の支援のために—

令和8年3月追記・一部修正

発行 東京都福祉局 高齢者施策推進部 在宅支援課 認知症支援担当
東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
TEL 03-5320-4276 (直通)
制作 株式会社日本ユニテック

